

おもいやりの 心でつなぐ 人とひと



上尾市多文化共生推進計画



2012年 3月
上尾市

はじめに



平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と津波では、未曾有の災害を引き起こし、数多くの尊い生命・財産が失われました。国内では、自衛隊やボランティアを中心に、被災地に向けて人的・物的な支援が継続して行われましたが、忘れてならないのは海外からの支援です。震災直後の同年 3 月 19 日現在で、世界 128 の国・地域、33 の国際機関から支援の申し入れが日本政府にありました。これは、日本のこれまでの対外援助に対する「感謝の気持ち」の表れとする声もあります。

情報通信技術や交通網の発展により、世界は一段と身近なものになりつつあります。しかし、昔も今も変わらないのは、人と人とを結ぶ「絆」ではないでしょうか。これは、身近な地域で日本人と外国人とを結ぶ絆にも当てはまります。市内の外国人市民の数は年々増加しつつありますが、今後は、一時的な滞在者としてとらえる視点ではなく、文化や言語の違いを認めつつ、地域社会の構成員として共に暮らしていく「多文化共生」の視点が求められています。

本計画は、このような社会の実現を目指して、外国人市民をはじめ、学識経験者や国際交流に携わる代表者などの声を多く取り入れて作成したものです。市では、単に外国人市民にとって暮らしやすいまちでなく、日本人市民も一緒になって外国人市民を受け入れ、相手のことを思いやる気持ちが伝わるまちが築かれるよう、この計画を着実に推進してまいります。

平成 24 年 3 月

上尾市長

島 本 穂

目 次

はじめに	1
目 次	2
多文化共生／「外国人市民」という表記について	4
第1章 計画の策定に当たって	5
1 策定の背景	6
2 策定の経緯	8
第2章 上尾市の現状と課題	9
1 外国人市民の現状	10
2 外国人市民を取り巻く課題	14
第3章 計画の体系と施策展開	19
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 体系図	21
4 重点事業	22
基本目標1 気持ちのつながるコミュニケーションづくり	23
1-1 わかりやすい行政・生活情報を提供する	24
1-2 利用しやすい窓口・相談体制をつくる	26
1-3 たくさんの人に日本語を学んでもらう	28
基本目標2 安心して生活できる社会づくり	30
2-1 快適で安全な住まい環境を実現する	31
2-2 いきいきと健やかな生活を支援する	34
2-3 夢を持って学び働ける環境をつくる	36
基本目標3 違いや文化を認め合う地域づくり	38
3-1 お互いを認め合う気持ちを高める	39
3-2 外国人市民と地域社会をつなぐ	41
3-3 交流の機会を増やす	44
3-4 地域のボランティアと協力し合う	47
3-5 すべての人が集まれる場をつくる	50

第4章 計画の推進に向けて	55
1 多文化共生推進のための役割分担	56
2 計画の進捗管理	59

資料編	61
・上尾市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱	62
・上尾市多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱	64
・上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム設置規程	66
・上尾市多文化共生推進計画 策定の経過	68
・各委員・メンバー・事務局名簿	71

別冊

- ・外国人市民向けアンケート結果
- ・市職員向けアンケート結果

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

～「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（総務省／2006〈平成18〉年3月）から～

* 「外国人市民」という表記について

本計画は、文化の異なる人々がお互いの違いを認め合い、地域の中で共に支え合って暮らしていくという「多文化共生」を推進する目的で策定されています。その観点から、「外国人市民」と「日本人市民」とを区別せず、同じ「市民」として捉えるべきだという意見もあります。

しかし、計画の策定に当たって、日本で生まれ育った「日本人市民」と言葉や文化の異なる「外国人市民」とを区別して議論する場面が少なくありません。また、外国籍の人でも、特別永住者の人など日本の社会の中で不自由なく生活している人や、日本国籍でも海外での生活が長く、異なる言葉や文化を持った人も多くいます。それらを考慮して、本計画では「国籍にとらわれることのない、言葉や文化の異なる人々」という意味で、原則として上尾市内に住む市民を「外国人市民」「日本人市民」と表記しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の背景

1 外国人住民の増加

わが国では、戦前・戦後を通じて、在住外国人は朝鮮半島の出身者とその子孫が大半を占めており、この傾向は 1970 年代まで続きました。しかし、1980 年代に入ると、文化・経済・IT（情報技術）・スポーツの進展に加え、政府による中国残留孤児・訪日肉親探しの開始、インドシナ難民の受け入れ、「留学生受け入れ 10 万人計画」の実施、「国際人権規約」の批准、「難民の地位に関する条約（難民条約）」の加入などにより、着実に在住外国人数は増加してきました。その後、1990（平成 2）年には「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正され在留資格が再編されると、外国人研修制度・技能実習制度が広く知られるようになり、製造業が盛んな地域を中心に日系南米人、とりわけ日系ブラジル人の来日が増加しました。この現象に合わせ、在留資格も短期滞在から定住化へと移り変わり、無期限で在留期間の更新不要な「永住者」や、法務大臣が個々に在留期間を指定する「定住者」が増加し、ニューカマー¹と呼ばれる外国人が増えつつあります。

このような中で、わが国の外国人登録者数は、国際化の進展に伴って急激に増加し、2005（平成 17）年末に 200 万人を超え、2010（平成 22）年末現在には約 213 万 4,000 人に達しました。2011（平成 23）年の東日本大震災後、しばらくは短期滞在の外国人は減少していましたが、おおむね外国人登録者数の割合は増えつつあり、外国人に対する施策は全国的な課題と考えられています。特に、少子高齢化がいつそう進む国内において、人口減少に伴う労働力不足が見込まれます。中でも、フィリピンやインドネシアとの経済連携協定（EPA）を開始することで、看護師や介護福祉士の受け入れが進むものと思われます。また、第三国定住制度によるミャンマー難民の受け入れなど、人道的な見地からの対策による外国人増加が予測されます。

2 外国人住民をめぐる課題

このように、国境を越えたヒト・モノ・カネの交流がますます活発化し、市民一人一人が身近な地域で外国人住民と接する機会が増えてきました。生活者としての外国人住民は、多くの困難を抱えています。

とりわけ、言葉の違いが大きな問題となっています。外国人住民の多くは日本語を理解できず、日本人と同様の行政サービスを受け取ることが難しい状況

¹ニューカマー 1980 年代以降に来日し、定住した外国人を指す。日系人の子孫（3 世まで）は、法令に基づき定住ビザが簡単に発給されるため、ブラジルなど南米出身者を中心に多くの人が来日している。

です。また文化や習慣の違いから、医療、子育て、教育、介護、居住、労働などの分野でも課題が生じています。さらに生活の場となる地域コミュニティへ参加する機会も乏しく、緊急時の支援体制などの将来不安も懸念されます。

3 多文化共生を推進する必要性

外国人住民をめぐる課題を解決するには、定住化の進む外国人住民が「地域住民の一員」「生活者」として位置づけられ、積極的に地域づくりに参画できる仕組みを築くことが重要です。そのためには、日本人の意識啓発を進めるとともに外国人住民の地域住民としての自覚を促すことが強く求められます。

1980年代から進めてきた「国際交流」「国際協力」に加え、今後は、外国人を一時的な滞在者としてではなく、地域で共に暮らしていく住民の一員として意識する必要があります。本計画では、このような視点に立った施策を「多文化共生」と呼びます。

4 国と地方自治体の役割分担

外国人の出入国に関する行政や、外国人にまつわる外交・軍事問題は国の管轄事項です。とりわけ、外国人をどのような形態で日本国内に受け入れるかといった在留資格の決定と、それに付随する労働者問題は、国が国際・国内情勢など諸般の事情を鑑みて決定すべき内容です。

しかし、一度正式に入国し、定住を希望する外国人が地域社会の住民となるには、地方自治体はその受け入れ主体として、多文化共生施策の旗振り役を務める必要が生じます。特に、住民と直接触れ合う機会の多い市町村は、地域の民間・公益団体、自治会、企業、学校などと連携・協働して多文化共生施策を推進していく必要があります。

5 住民基本台帳法の一部改正

日本に入国・在留する外国人が年々増加していることを背景に、日本人と同様に、市町村が外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する制度を構築する必要性が高まってきました。これを受けて、外国人住民についても、住民基本台帳法の適用対象となることに加え、外国人住民の利便増進や市町村などの行政の合理化を図ることを趣旨とした「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、2009（平成21）年7月15日に公布されました。この法律は、2012（平成24）年7月9日から施行され、今後は外国人住民にも住民票が作成され、日本人住民と同じように行政サービスが受けられるようになります。

2 策定の経緯

1 計画策定にかかる国・県の動向

国（総務省）は、従来の国際交流と国際協力を柱として地域の国際化を推進してきましたが、多文化共生社会の実現を目指して、2005（平成 17）年 6 月、総務省内に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置しました。その後、同研究会は報告書を 2006（平成 18）年 3 月、2007（平成 19）年 3 月に相次いで発表し、多文化共生について地方自治体が取り組むべき課題を示しました。

埼玉県では、2007（平成 19）年度に有識者で構成される「埼玉県多文化共生検討委員会」を設置し、外国人県民との共生の在り方を検討しました。この検討結果を踏まえ、同年 12 月に「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定しました。

2 市における計画策定の経緯

市では、1993（平成 5）年に上尾市国際交流推進計画を、続く 2002（平成 14）年に改訂版の同推進計画をそれぞれ策定し、①上尾市国際交流協会（AGA）²の設立②外国籍（人）市民のための相談窓口（ハローコーナー）³の拡充③外国語指導助手（ALT）⁴派遣校の拡大一など、国際交流と国際協力を核としたさまざまな施策を実施してきました。しかし、「国際交流」から「多文化共生」へ向けた流れの中で、国や県の多文化共生についての取り組みや、2011（平成 23）年に策定された「第 5 次上尾市総合計画」の方針を受け、2011（平成 23）年度末で改訂版の上尾市国際交流推進計画の計画期間が終了する時期に合わせて今後 10 年間を計画期間とする「上尾市多文化共生推進計画」を策定することになりました。

策定に当たっては、2011（平成 23）年 4 月に有識者や各団体の代表者などで構成された「上尾市多文化共生推進計画策定委員会」、外国人市民や国際交流団体関係者で構成された「上尾市多文化共生推進計画策定市民会議」、市役所若手職員で構成された「上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム」の三つの組織（資料編を参照）を設置して、前計画の進捗状況を検証・評価しつつ、「多文化共生社会の実現」に向けた施策について約 1 年間の検討を重ねました。

²上尾市国際交流協会（AGA） 「上尾市民の地球市民としての意識の向上を図るとともに、国際交流に関わる個人及び団体の連絡調整並びに援助、そして市内在住の外国籍（人）市民との交流並びに基本的人権の尊重（AGA 規約から）」を目的として 1996（平成 8）年 6 月に発足。呼称は「アガ」。

³外国籍（人）市民のための相談窓口（ハローコーナー） 市役所では毎週月曜日に、4 カ国（英・中国・スペイン・ポルトガル）語で外国人市民からの相談を受け付けている。

⁴外国語指導助手（ALT） 児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的として、市教育委員会を通じて各小・中学校に配置され、日本人教師の授業を補助している。

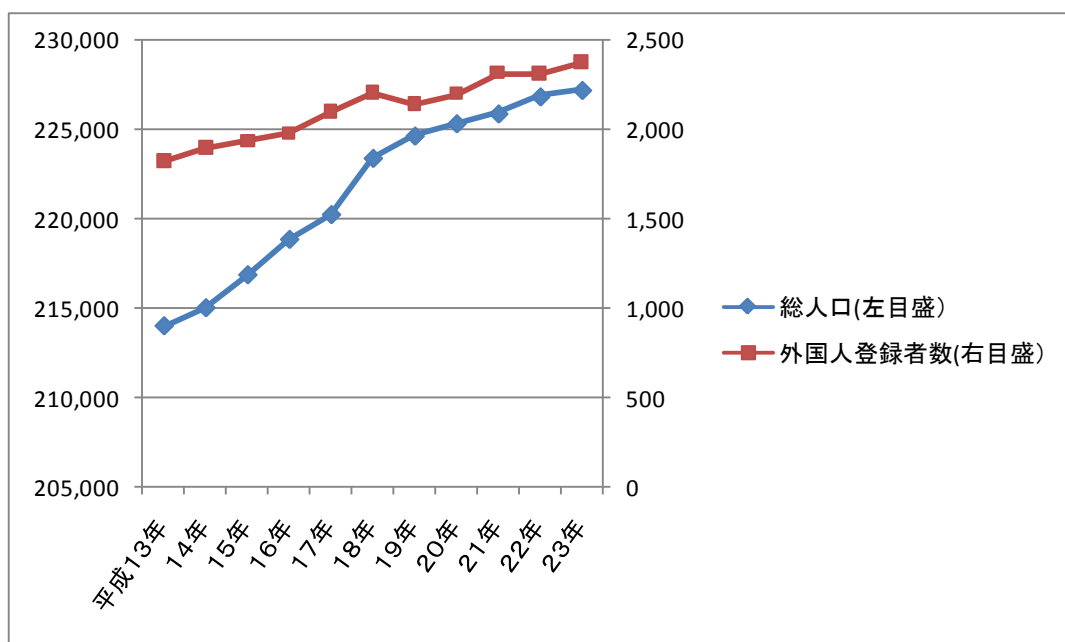
第2章 上尾市の現状と課題

1 外国人市民の現状

上尾市は、面積 45 平方キロメートル、人口 22 万 7 千人で、埼玉県南東部に位置しています。首都・東京から 35 キロの距離にあり、地理的条件の良さから、田園都市から工業都市、住宅都市へと大きく変貌を遂げました。この間、良好な住宅団地や民間の宅地開発が進み、外国人市民にとっても住みやすい環境にあるといえます。

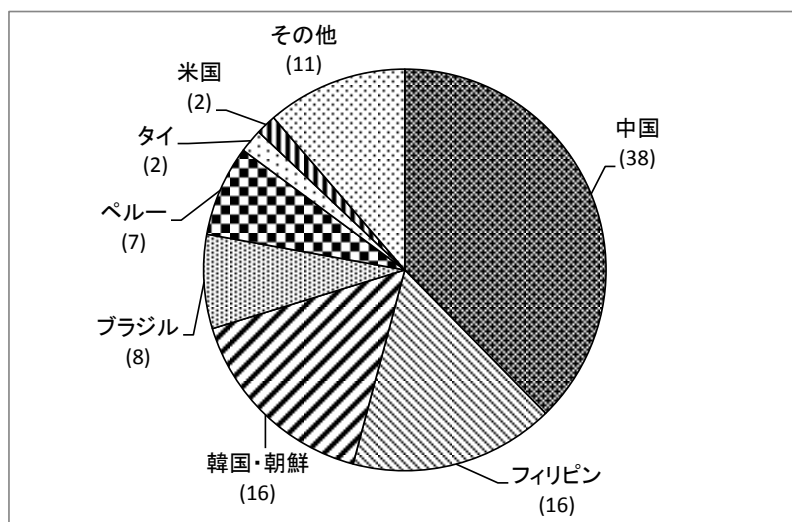
上尾市における 2011（平成 23）年 4 月 1 日現在の外国人登録者数は 2,379 人（男 1,006 人、女 1,373 人）です。上尾市の総人口（227,214 人）に占める割合は、1.05%であり、市民約 100 人に 1 人が外国人市民という割合になります。上尾市の人口増加に伴って外国人登録者数も緩やかに増加し、10 年前の 2001（平成 13）年と比べると、約 1.3 倍に増加しています。今後も国際化の進展による外国人市民の増加が予想されます【図 1】。

【図 1】市内の外国人登録者数の推移（人）



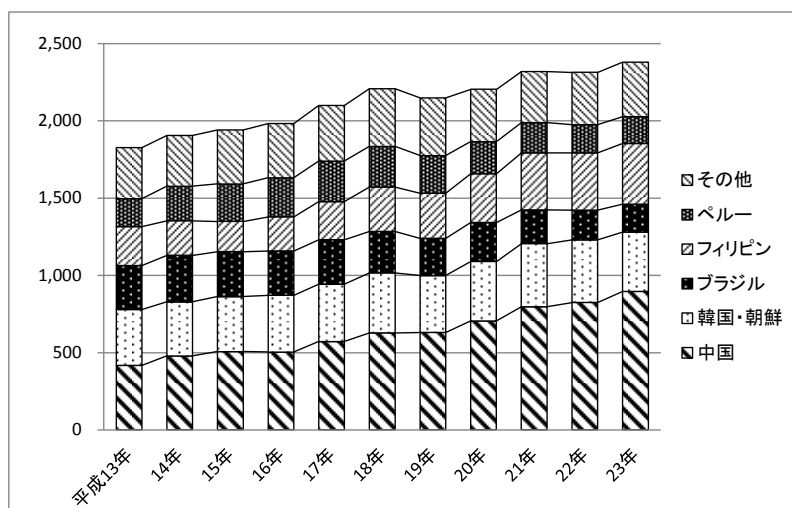
上尾市の外国人登録者を国籍別に見ると、外国人登録者数の約4割が中国籍、次いでフィリピン籍、韓国・朝鮮籍となっています【図2】。また、10年間の傾向としては、中国籍人口は2倍以上、フィリピン籍人口は1.5倍以上にそれぞれ増えており、逆にブラジル籍人口は4割減少しています【図3】。

【図2】市内の国籍別外国人登録者内訳（％）



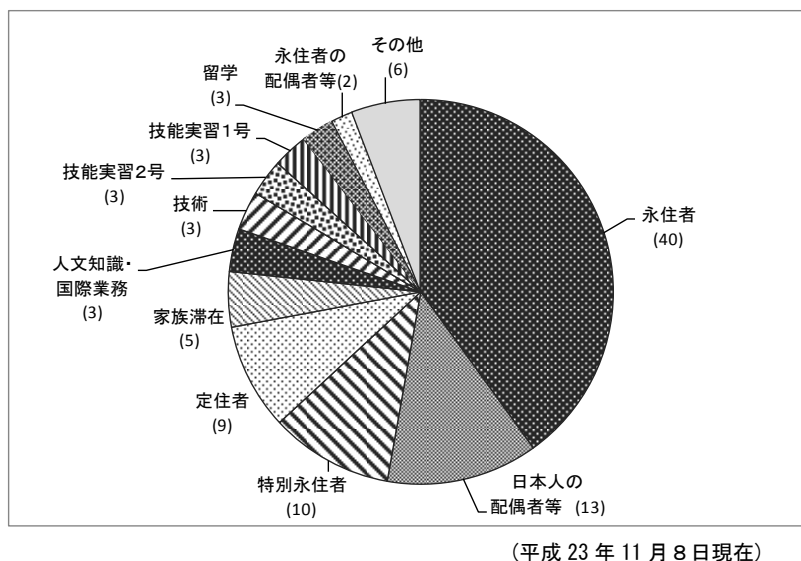
（平成 23 年 4 月 1 日現在）

【図3】市内の国籍別外国人登録者数の推移（人）

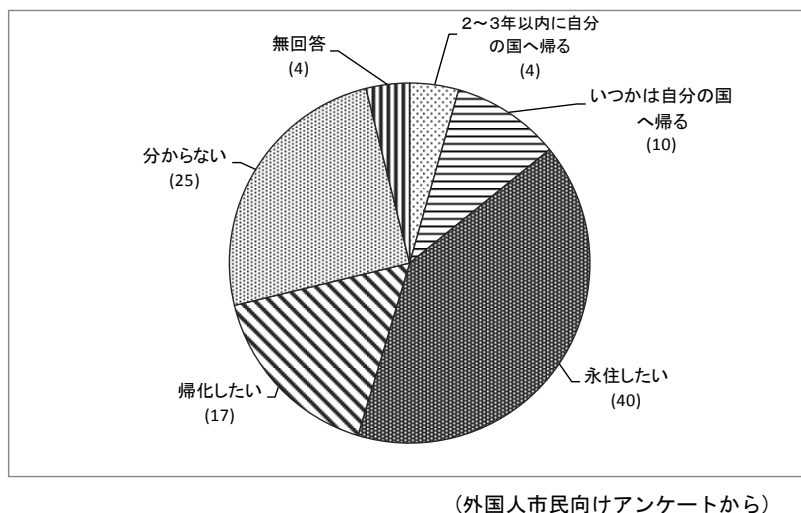


在留資格別に見ると、永住者や日本人の配偶者など、定住者の割合が多く、全体の 70%以上を占めており、一時的な滞在ではなく、生活の拠点を日本に移し日本人市民と同じように生活する外国人市民(登録者)や、日本人との混合世帯¹が増加しています【図 4】。外国人市民向けアンケート²でも「永住したい」「帰化したい」と答えた人が半数を超えています【図 5】。

【図 4】市内の在留資格別外国人登録者の内訳（％）



【図 5】外国人市民の日本滞在予定（％）



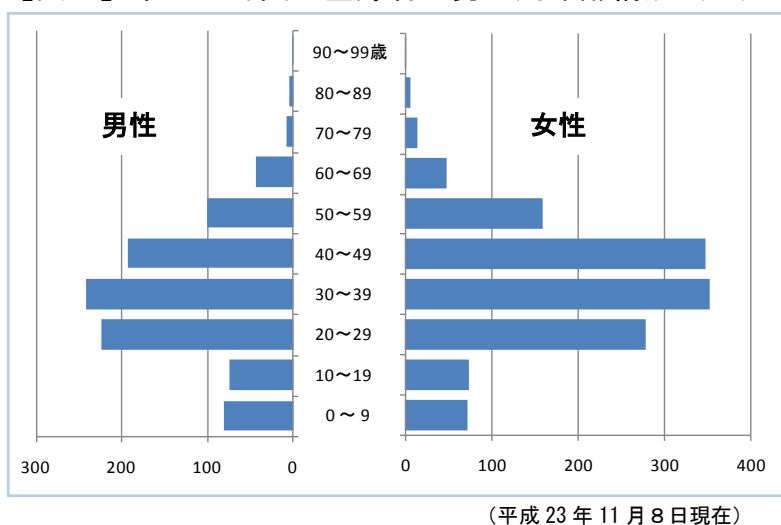
¹混合世帯 日本人と外国人が結婚した世帯など、一つの世帯に外国人と日本人が含まれる世帯。

²外国人市民向けアンケート 市内在住の 20 歳以上 (2011<平成 23>年 4 月 1 日現在)の外国人市民 1,000 人を対象に、日本語でのコミュニケーション能力、地域社会への参加、教育、雇用、保健、福祉、防災、行政サービスなどについて調査した【2011(平成 23)年 6 月】。

外国人登録者の男女・年齢構成を見ると、男性 970 人、女性 1,356 人のうち、30～40 代の生産年齢人口（15～64 歳）が最も多く（平均年齢 36 歳）、老年人口（65 歳以上）の少ないことが特徴です。

子どもを持つ外国人登録者も多く、児童福祉や教育での支援が強く求められています。また、将来的には高齢者福祉や介護福祉についても外国人市民への対応が必要になってくるといえます【図 6】。

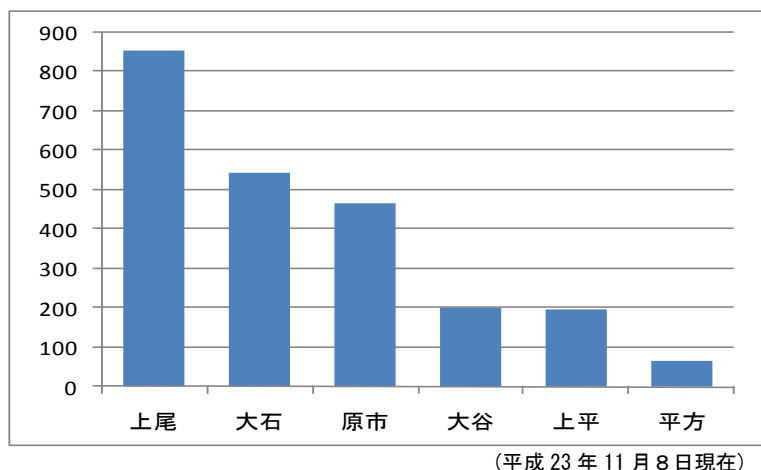
【図 6】市内の外国人登録者の男女別年齢構成（人）



地区別に見ると、上尾地区、大石地区、原市地区の順に外国人市民が多く居住しており、鉄道駅（ＪＲ上尾・北上尾・東大宮駅）周辺のアパートの多い地区や大規模団地のある地区に集中しています【図 7】。

※大石地区には西上尾第一団地と西上尾第二団地、原市地区には原市団地と尾山台団地が、それぞれ含まれています。

【図 7】市内の地区別外国人登録者数（人）



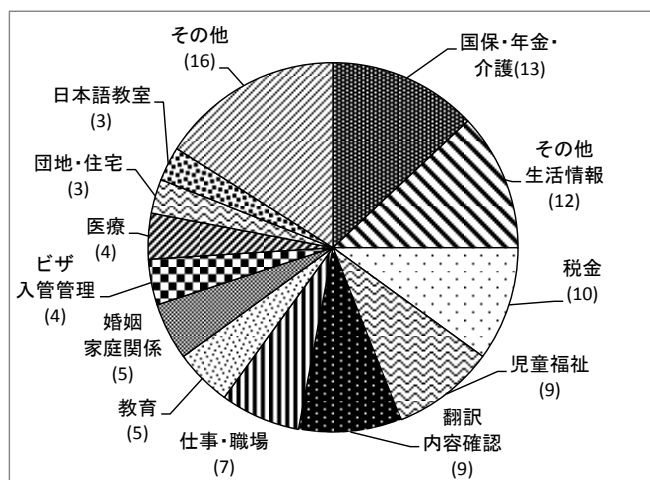
2 外国人市民を取り巻く課題

1 外国人市民のための相談窓口から見えてきた課題

このような外国人市民の増加・定住化が進む状況の中、外国人市民が抱える問題も変化しています。外国籍（人）市民のための相談窓口（ハローコーナー）への相談内容は、税金、年金、保険、教育や福祉など、日常生活に密着したものが多く、日本人市民が抱える問題と変わらない内容になってきています。最近では、不況による解雇などの労働関係の相談や、メンタルヘルス（精神衛生）、DV³、離婚などの相談も増えてきており、相談内容も複雑・深刻化しています【図8】。

相談件数を言語別に見ると、70%以上がスペイン・ポルトガル語圏の南米出身の日系世帯からのものであり、日本語能力が不十分であるために、行政や学校からの配布物など、生活上必要な情報の入手が困難な状況にあり、雇用や教育などの深刻な問題とも深く関わっています。また、教育や福祉、防災など生活に密着するさまざまな場面で、市や地域の外国人市民の自立を支える環境が十分整備されていないのも現状です【表1】。

【図8】外国人市民の内容別相談状況（％）



（平成22年度）

【表1】

外国人市民の言語別相談状況

言語	相談件数
スペイン語	167件(55.3%)
ポルトガル語	58件(19.2%)
英語	24件(7.9%)
中国語	12件(4.0%)
日本語	41件(13.6%)
合計	302件(100%)

³DV Domestic Violence の略。ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から受ける暴力。

さらに、言葉や文化の違いから地域コミュニティに溶け込めず、孤立する外国人市民も少なくありません。日本人市民にも「多文化共生」「外国人市民と共に生活している地域を支え合う」という意識が不足している現状があります。外国人市民も日本人市民と同じ、地域社会の“構成員”として認識し、外国人市民の自立を支援するとともに、外国人市民と日本人市民とが協同し、国籍や民族を超えた「多文化共生の地域づくり」を進めていくことが重要になってきます。

相談員仲間に支えられて 15 年

上尾市在住外国籍（人）市民のための相談員
（ハローコーナー相談員）

こしき あきこ
甕・明子・カテリーナさん



故郷のブラジル・サンパウロ市を後にしたのは、平成元年のことです。来日前は、日本人に対して「進歩的で働き者」の印象ぐらいしかなく、日本語も全く話せず、意思疎通に不安感を抱いていました。日本で最初に就職した自動車工場では、何千個もある部品のうち 1 個だけ不良品が見つかって大騒ぎする日本人の感覚が理解できず、文化の違いに戸惑うばかり。次の老人介護の仕事で、言葉の理解や日本人との交流が大切だと痛感しました。

結婚・妊娠を機に仕事を辞め、平成 4 年上尾市内に転入しました。見知らぬ土地で独り悩むことが多くなり、思い切って子どもを連れ近所の公園に出掛けたものの見事に失敗。落ち込む中、市の広報誌で偶然ハローコーナーの記事を見つけ、ベビーカーを押しつつ、恐る恐る市役所に足を運んだのです。そこで頂いたのが、相談員の心温まる激励の言葉！ その助言に従い、AGA日本語教室で本格的に日本語の勉強を始めました。その後、ポルトガル語の翻訳・通訳を続ける傍ら、平成 8 年にハローコーナー相談員を正式に引き受けました。また、平成 20 年にはあげおワールドフェア実行委員長も務め、企画立案や準備作業を通じて、多くの友人にも恵まれました。

相談員業務では、同じ境遇にあるポルトガル語圏の人に対して“外国人市民目線”で接し、時には厳しく「自分の可能性を広げるには、甘えないで日本語を真剣に学びなさい！」と叱咤^{しっぺ}し、時には優しく「あなたが独りで悩んでいることは、取るに足らないことよ」と激励しています。

今では日本の生活にすっかり慣れましたが、現在の自分の姿があるのも、あの時の相談員や市役所職員の励ましのおかげだったと、改めて感謝の気持ちでいっぱいです。これからも、異なる文化を持つ人たちが仲良く暮らせるよう、ささやかながら上尾市のために貢献できればいいなと考えています。

2 アンケートから見えてきた課題

外国人市民の現状をはじめ日本人市民の多文化共生意識や市職員としての意識について調査するため、2011（平成 23）年に外国人市民向けアンケート、市職員向けアンケート⁴をそれぞれ実施しました。

外国人市民向けアンケートの回答者には、日本人市民と同じように地域住民として生活し、日本語での日常会話が支障なくでき、地域や職場でも日本人市民と付き合いのある人が多くいました。しかし、生活のさまざまな場面で必要な情報が正しく伝わっていないため、医療・年金制度などへの理解が十分に得られていません。

また、日本人市民にとっても多文化共生の意識は依然低く、外国人市民に対する理解は十分ではありません。外国人市民向けの積極的な情報提供や、日本人・外国人市民双方の多文化共生意識の向上が課題として挙げられます。

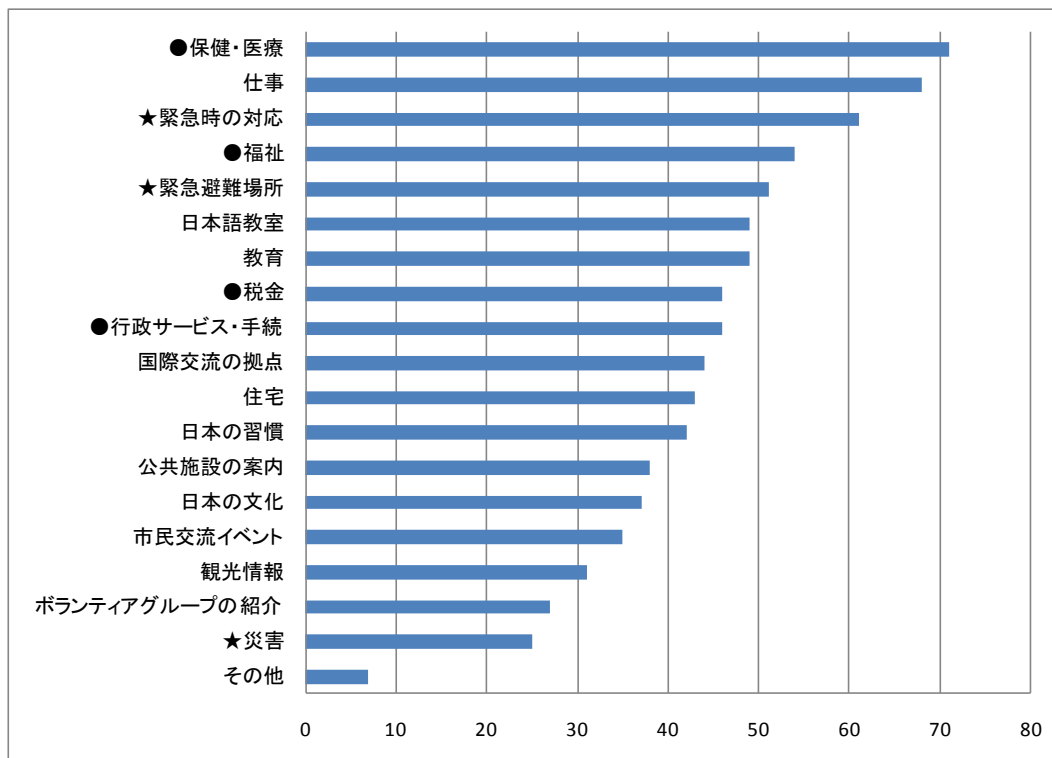
① 外国人市民に対する生活情報の提供の必要性

外国人市民が市役所から知らせてほしい情報として、「保健・医療」（71 人）、「福祉」（54 人）、税金（46 人）、「行政サービス・手続」（46 人）が多く挙がり、定住化傾向にある多くの外国人市民が、地域で生活する上で必要な制度について理解する必要性を感じていることが考えられます。一方で、知識不足から公的医療保険や公的年金に未加入の人も少なからず見られました。日本人市民にとっても難解な制度を、外国人市民が理解するのは容易なことではありません。外国人市民を含む多くの市民に、分かりやすい説明や情報提供をさらに積極的に行うことが必要です。

また、2011（平成 23）年 3 月に起きた東日本大震災の影響もあり「緊急時の対応」（61 人）、「緊急避難場所」（51 人）など「防災」について知らせてほしいという外国人市民も多くいました。日本人市民だけでなく外国人市民にも防災意識の高まっていることが分かります【図 9】。

⁴市職員向けアンケート 市役所の全職員を対象として、外国人市民や多文化共生について、「地域住民の立場」と「職員という立場」の両面からの意識について調査した【2011（平成 23）年 7 月】。

【図 9】市役所から知らせてほしいこと（人）



●制度関係 ★防災関係

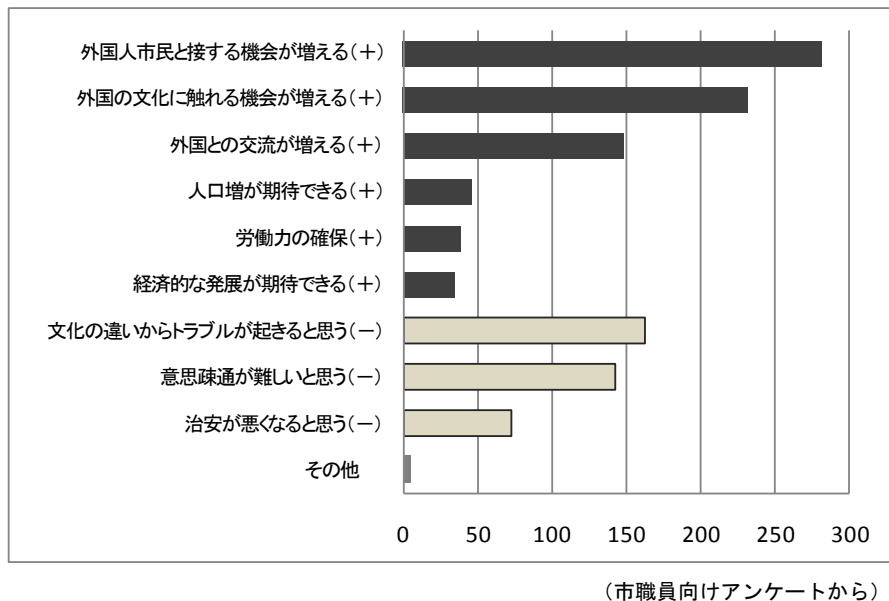
(外国人市民向けアンケートから)

② 多文化共生意識の啓発

外国人市民向けアンケート回答者の半数以上が日本に10年以上滞在しており、地域や職場でも日本人と付き合いのある人が多い一方で、言葉や文化の違いや、外国人だからという理由で日本人の仲間に入れないと感じた経験を持つ外国人市民も約半数いました。

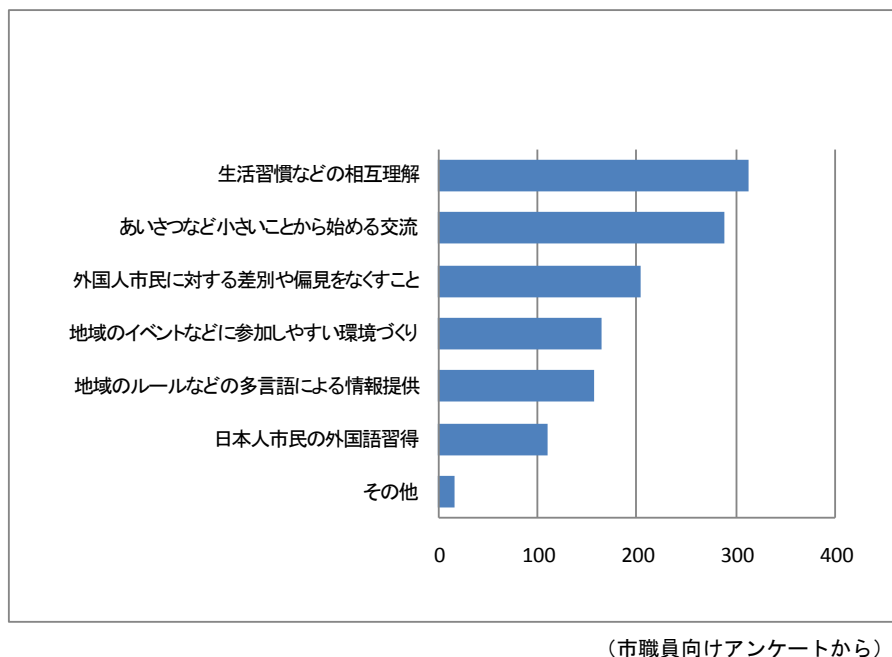
市職員向けアンケートでも、76.8%の回答者が外国人市民と付き合いがなく、今後外国人市民が増えることについて、「外国人市民と接する機会が増える」(281人)、「外国の文化に触れる機会が増える」(231人)という肯定的な意見がある反面、「文化の違いからトラブルが起きると思う」(162人)、「意思疎通が難しいと思う」(142人)など、言葉や文化の違いから不安や戸惑いを感じている人も少なくありません【図10】。

【図 10】外国人市民が増えることについて（人）



また、多文化共生社会の実現のために必要なこととして、「生活習慣などの相互理解」を挙げた人が 312 人と最も多く、次いで「あいさつなど小さいことから始める交流」(287 人)、「外国人市民に対する差別や偏見をなくすこと」(203 人)となっています。今後の多文化共生意識のさらなる向上のために、積極的な意識啓発が重要になってきています【図 11】。

【図 11】多文化共生社会の実現のために必要なこと（人）



第3章 計画の体系と施策展開

1 基本理念

おもいやりの心でつなぐ人とひと

国籍や民族の異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を発揮しながら共に生きる「多文化共生社会」の実現のために、日本人も外国人も思いやりの心を持って協同して地域づくりを進めていくことが必要です。

2 基本目標

基本目標 1

気持ちのつながるコミュニケーションづくり

外国人市民のための日本語学習の環境整備を促進するとともに、多言語表記や、やさしい日本語での行政・生活情報の提供を積極的に行います。また、外国人市民にも利用しやすい窓口・相談体制を充実させます。

基本目標 2

安心して生活できる社会づくり

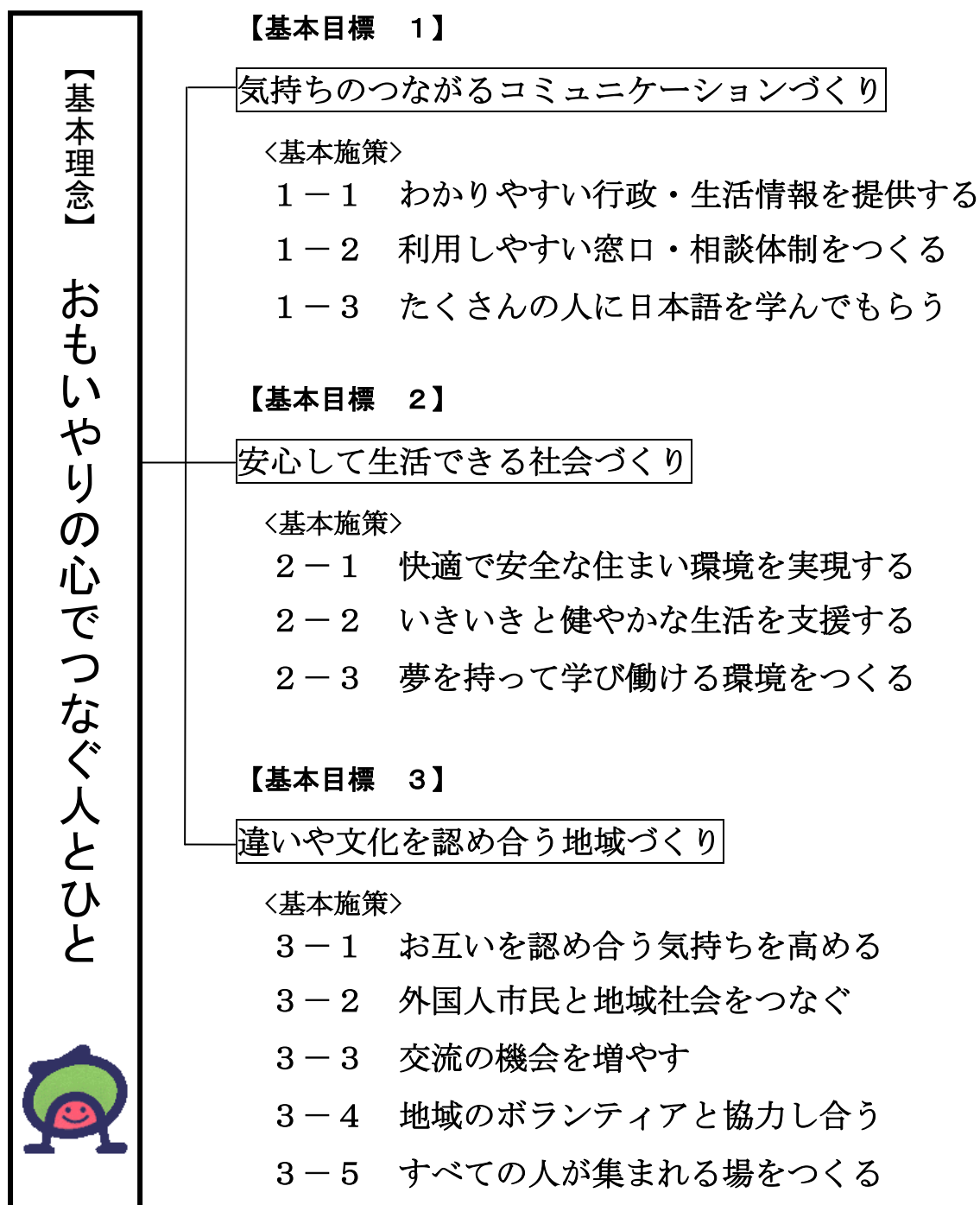
外国人市民も安心して暮らせるように、医療、保健、福祉、教育など日本で生活する上で必要な各分野での支援を行います。

基本目標 3

違いや文化を認め合う地域づくり

外国人市民と日本人市民が文化や習慣の違い、考え方の違いを認め合い、お互いをよく理解し合って、同じまちに暮らす隣人として助け合えるような、住みよい地域づくりを進めていきます。

3 体系図



4 重点事業

今後の多文化共生事業を推進する上で、重要なものや早急に対応すべきものを重点事業として位置づけました。

番号 ¹	取り組み	目標 ²	主体 ³
1	「ハローコーナーニュース」の充実	外国人市民の要望を取り入れ、内容の充実を図ります。	自治振興課
7	外国人市民向け相談窓口の拡充	ハローコーナーとともに、外国人総合相談センター埼玉をPRし、積極的に活用します。	自治振興課
12	日本語教室のPR	職場や地域、HPなどで、外国人市民の目に触れやすい効果的なPR方法を探り、実施します。	自治振興課 AGA
20	防災意識の啓発	外国人市民向けイベントでの防災チラシの配布や、メールマガジン ⁴ の配信により、防災意識を高めます。	市民安全課 AGA 自治会(自主防災組織)
27	ボランティアによる通訳サービスの提供	ボランティアを活用し、行政手続や、学校、保健センター、保育所などでの相談・通訳サービスの提供を検討します。	自治振興課
30	「取り出し授業」の充実	児童・生徒の個性を生かした効果的な授業方法を研究し、全ての対象者に指導員を派遣します。	学務課
41	「あげおヒューマンライツミーティング21」の開催	取り組みを継続するとともに、AGAとの連携を強化し外国人の人権についてさらに理解を深めます。	人権推進課 AGA
42	外国人市民のための勉強会の開催	より多くの外国人市民が参加できるよう、受講者の意見を取り入れ、積極的に社会参加を促します。	自治振興課 AGA
52	「あげおワールドフェア」の充実	市民活動団体、海外ボランティア経験者、外国人市民らによる座談会を企画するなど、より魅力的なイベントを目指しながら、積極的にPRします。	AGA 自治振興課
61	「(仮称)多文化共生推進ボランティア登録制度」の導入	通訳・翻訳、日本語指導など、多文化共生推進活動を行うボランティアの登録制度をつくり、必要に応じて派遣します。	自治振興課 社会福祉協議会
66	多文化共生を推進する拠点の設置	「(仮称)多文化共生サロン」やボランティアを統括する場の設置を検討します。	自治振興課

¹番号 次ページ以降の「具体的な取り組み」表中の番号と一致している。

²目標 計画の中間年次（見直し時期）である2016（平成28）年度を一定の目途としつつ、2021（平成33）年度を最終目標年次とし、それまでに取り組むべき内容が書かれている。

³主体 中心的な役割を担う部署を上から順に羅列している。市役所以外は斜体で表記した。

⁴メールマガジン パソコンや携帯電話のメールで、定期的に登録者へ防災や防犯などの情報を発信するサービス。

基本目標 1

気持ちのつながるコミュニケーションづくり

- 1－1 わかりやすい行政・生活情報を提供する
- 1－2 利用しやすい窓口・相談体制をつくる
- 1－3 たくさんの人に日本語を学んでもらう

市内在住の外国人市民には、日本語能力の十分でない人が多くいます。そのため、行政・生活情報は、多言語や分かりやすい表現により提供します。また、窓口・相談体制は、多様化する要望に対応し、誰もが平等に、より利用しやすいものにしていきます。さらに、日本語を学びやすくすることで、外国人市民のコミュニケーション能力を高め、地域で共に生活していくことができるような環境を整備していきます。

1-1 わかりやすい行政・生活情報を提供する

外国人市民が安心して生活していくためには、地域で暮らす上で必要なルールや制度を十分認識し、市民として果たすべき責任を理解する必要があります。そのため、市は、相談窓口や広報誌、ホームページ「上尾市Webサイト」(HP)など、さまざまな手段により外国人市民が生活するための情報を発信していかねばなりません。

情報発信では、多言語の使用や分かりやすい日本語表現に留意することにより、誰にでも分かるような内容にする必要があります。

【現状と課題】

- 市は、外国人市民・日本人市民にかかわらず、市民が生活していく上で必要な情報を、さまざまな方法で提供しています。そのため、外国人市民向けの刊行物には多言語を使用するとともに、ひらがなのルビを振り、読まれやすいものにしています。また、HPには自動翻訳機能を導入しました。
- 外国人市民にとっては、日本語の理解度や使用している言語により、必要な情報がなかなか伝わりにくい状況があります。
- 近年の目覚ましい情報通信技術（ICT）¹の発展に伴い、外国人市民にとっても、携帯電話やインターネットなどを活用することで、さまざまな生活情報を多言語ややさしい日本語で入手しやすい状況になってきています。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
ハローコーナーニュース ² の認知度 ³	12%	25%

¹情報通信技術（ICT） Information and Communications Technology の略。従来のIT（情報技術／Information Technology）の概念を一步進め、情報にコミュニケーションの重要性を加えた言葉。

²ハローコーナーニュース ハローコーナーに寄せられた質問や外国人市民向けの生活情報を4カ国（英・中国・スペイン・ポルトガル）語で作成し、HPへの掲載、公共施設に設置する他、希望者に郵送。

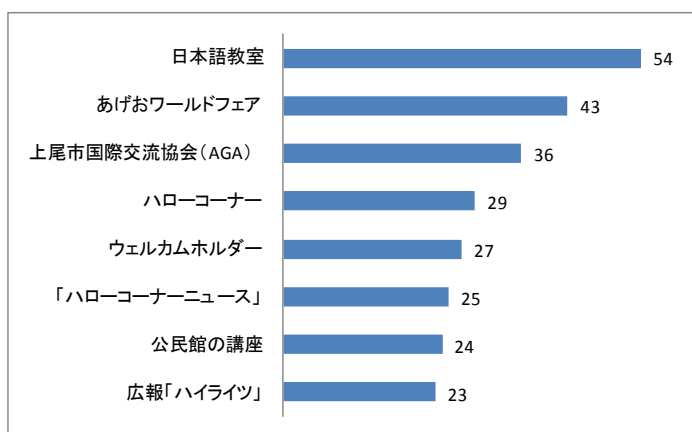
³ハローコーナーニュースの認知度 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】

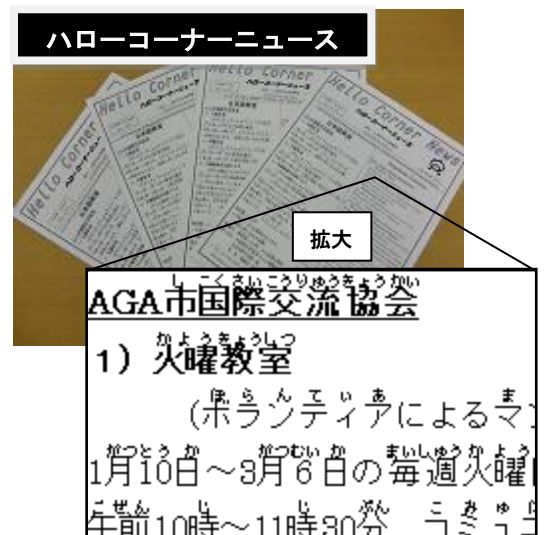
 重点事業

番号	取り組み	現在 ⁴	目標	主体
1 	「ハローコーナーニュース」の充実	ハローコーナーに寄せられた質問や生活情報を、HPへの掲載や公共施設での配布などで発信しています。	外国人市民の要望を取り入れ、内容の充実を図ります。	自治振興課
2	外国人市民にも分かりやすい広報誌などの作成	外国人市民向けの広報記事にルビを付けています。	分かりやすい日本語に留意し、図や絵を有効に活用します。	広報課 自治振興課
3	「ウェルカムフォルダー」 ⁵ の配布	転入した外国人市民に「ウェルカムフォルダー」を配布しています。	「ウェルカムフォルダー」の中身を精査し、随時更新して内容の充実を図ります。	自治振興課
4	HPによる情報提供の充実	2011（平成23）年度から、HPに自動翻訳機能を導入しています。	HPの情報を充実させ、外国人市民に、より分かりやすい情報を提供します。	広報課
5	暮らしに関する図書資料の充実	【新規】	外国人市民の暮らしに関する図書資料を充実させ、利用しやすいスペースを作ります。	図書館
6	ICTを活用した生活情報の提供	メールマガジンの配信やツイッターの導入などにより、生活情報を提供しています。	ラジオ、テレビなどの各種メディアや音声コードなど最新のICTを活用した生活情報の提供を検討します。	広報課

【図12】上尾市で実施している事業の認知度（人）



（外国人市民向けアンケートから）



⁴現在 具体的な取り組みの「現在」項目は、例外的な場合を除き、2010（平成22）年度を基準にしている。

⁵ウェルカムフォルダー 4カ国（英・中国・スペイン・ポルトガル）語で作成したさまざまな生活情報が入ったフォルダーを外国人市民が上尾市に転入した時に市民課窓口で配布。

1-2 利用しやすい窓口・相談体制をつくる

外国人市民の増加と定住化の進展に伴い、多くの窓口で行政サービスを受けたり、暮らしに関するいろいろなことを相談したりする外国人市民が増えてきています。その中には日本語能力が十分でない人も多くいるため、利用しやすい・平等に情報が伝わる行政サービスを提供することが大切です。

そのため、相談窓口を引き続き設置して、職員の意識改革や全庁的な連携によって、外国人市民に対応できる窓口・相談体制にしていきます。

【現状と課題】

●ハローコーナーは、開設以来、外国人市民の相談窓口として、その認知度・利用者数において大きな効果が得られてきました。しかし、近年、相談は多様化・複雑化しているため、その要望に応えることのできる体制にしていく必要があります。

●「コミュニケーション支援ボード⁶」など、さまざまな道具の活用や職員間の連携により、利用しやすく、平等に行政サービスが受けられるような窓口体制にしなければなりません。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
アンケート調査による対応満足度 ⁷	76%	84%

⁶コミュニケーション支援ボード 外国人市民との円滑な意思疎通のための案内板。2011（平成23）年6月から、各課窓口で試用を開始。

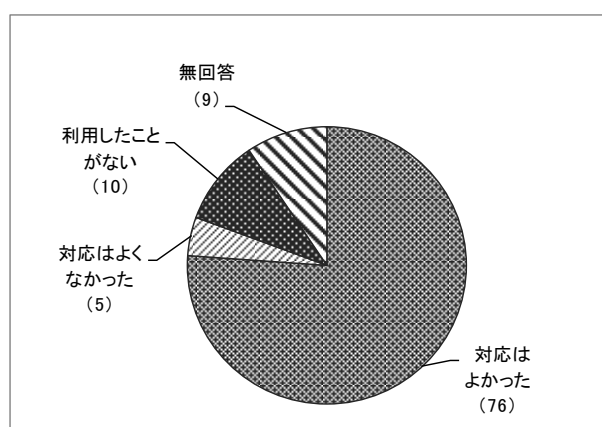
⁷アンケート調査による対応満足度 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】

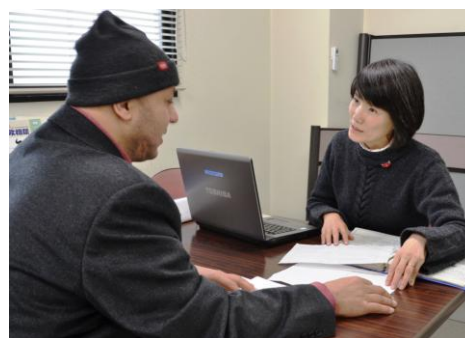
 重点事業

番号	取り組み	現在	目標	主体
7 	外国人市民向け相談窓口の拡充	毎週月曜日に4カ国（英・中国・スペイン・ポルトガル）語での相談をハローコーナーで実施しています。 【ハローコーナー相談件数／年 302 件】	ハローコーナーとともに外国人総合相談センター埼玉をPRし、積極的に活用します。【ハローコーナー相談件数／年 400 件】	自治振興課
8	ボランティアによる通訳サービスの提供	【新規】	ボランティアを活用し、行政手続や、学校、保健センター、保育所などでの相談・通訳サービスの提供を検討します。	自治振興課
9	外国人市民に対応できる職員の育成	外国語で対応できる職員を把握し活用しています。また通信教育や自主研修を支援しています。	外国語対応における庁内での協力・連携体制を拡充するとともに、外国人市民に対応できる職員を育成します。	職員課
10	「コミュニケーション支援ボード」の活用	2011（平成 23）年6月からISO認証課 ⁸ で「コミュニケーション支援ボード」を試用で導入しています。【窓口設置数／9 課】	本庁舎の窓口全てに「コミュニケーション支援ボード」を設置し、各課窓口で改良していきます。【窓口設置数／46 課】	庶務課 窓口担当課
11	各課につながる市役所総合案内の提供	市役所総合案内では、全ての来庁者に適切な担当課を案内しています。	「コミュニケーション支援ボード」を“総合案内用”として作成し、窓口各課との連携を深めます。	用地管財課

【図 13】市役所職員の対応について（％）



（外国人市民向けアンケートから）



ハローコーナー

⁸ ISO認証課 上尾市では2003（平成 15）年8月1日に、ISO9001（品質マネジメントシステムに関する国際標準化機構）を取得し、市民との関わりが深い2部10課で、市民サービスの向上の推進に取り組んでいる。

1-3 たくさんの人に日本語を学んでもらう

国籍や民族の異なる人々が、地域づくりのパートナーとして共に生活していくためには、お互いにコミュニケーションができることが必要です。コミュニケーションに使われる言語は日本語が基本となるため、日本語を学ぶメリットは大きいのです。

そこで、職場・地域・学校、また市国際交流協会（ＡＧＡ）や民間非営利団体（ＮＰＯ）の活動など、さまざまな機会・活動を通して、日本語を学ぼうという意欲を高め、学習の機会を提供します。

【現状と課題】

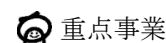
- 「日本語が分からないために困ったことがある」「日本語を学びたいがどうしたらいいか分からない」という人がいます。
- 日本語の不自由な人に対応するには、市と各団体との協働により日本語教室の充実を図り、多くの人が日本語を学べる環境を整えていくことが必要です。また、日本語を学んでもらうために、現在行われている日本語教室を多くの人に知ってもらうことも大切です。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
日本語での日常会話が支障なくできる人の割合 ⁹	84%	94%

⁹日本語での日常会話が支障なくできる人の割合 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】



番号	取り組み	現在	目標	主体
12 	日本語教室のPR	外国人市民の転入時の他、広報誌やイベントで日本語教室をPRしています。	職場や地域、HPなどで、外国人市民の目に触れやすい効果的なPR方法を探り、実施します。	自治振興課 AG A
13	日本語教室の充実	AG A主催により日本語教室を開催しています。また大谷・原市公民館でも開催しています。【AG A日本語教室参加者／延べ1,274人】	受講者の意見を積極的に取り入れ、日本語学習環境の整備に努めます。また日本語教室主催団体と連携を深めます。【AG A日本語教室参加者／延べ1,400人】	自治振興課 生涯学習課 AG A
14	日本語講師ボランティアへの支援	日本語講師となるボランティアの養成・募集を支援しています。	日本語講師ボランティアへの支援を強化し、資質の向上に努めます。	自治振興課 AG A
15	「取り出し授業 ¹⁰ 」の充実	日本語による学習が困難な外国人児童・生徒に対して、取り出し授業を実施しています。	児童・生徒の個性を生かした効果的な授業方法を研究し、全ての対象者に指導員を派遣します。	学務課

ためらわず教室に足を運んでみては・・・

AG A日本語教室受講生 ウォルター・カルーチさん



出身は米国・カリフォルニア州で、大学では人類学を専攻しました。ESL（第二言語としての英語教授法）の資格を生かし、現在は私立中学で英語を教えています。平成23年に市内へ転入した時、ウェルカムフォルダーを頂き、その中でAG A日本語教室受講生の募集案内を見つけ、今は初級コースに通っています。日本語学習では発音や聞き取りに注意し、自宅では日本語のテレビ番組を見て理解を深めています。特に、芸術的でパズルのような漢字に興味を抱きました。好きな漢字は「雲」「福」ですね。日本語ボランティアの先生は、自分の時間を割いて受講生に優しく接し、間違いなく最善を尽くしてくれているので、授業は本当に楽しいですよ。自分の仕事面でも、教え子の中学生と意思疎通が図れるようになるので、日本語理解はとても有益だと思いました。ダイバーシティ（文化の多様性）の尊重は確かに良いことだと思いますが、外国人市民の皆さん！ ためらわず日本語教室に足を運び、私たちの仲間に加わりませんか。歓迎されますよ！

¹⁰取り出し授業 学校長が市教育委員会に申請し、日本語能力が不十分な児童・生徒に対して、通常の授業とは別に日本語指導を集中的に行う制度。

基本目標 2

安心して生活できる社会づくり

- 2－1 快適で安全な住まい環境を実現する
- 2－2 いきいきと健やかな生活を支援する
- 2－3 夢を持って学び働ける環境をつくる

外国人市民の多くが、医療、保健、福祉、教育など日本で生活する上で必要なさまざまな制度について十分な情報が得られておらず、行政サービスを利用しにくい状況にあります。外国人市民が安心して暮らせるように各分野で支援を行います。

2-1 快適で安全な住まい環境を実現する

誰もが安心して快適な生活を送るためには、日本人市民にも外国人市民にも住みやすいまちづくりや環境づくりを意識した取り組みが必要です。

住まいや環境美化活動に関する情報提供や取り組みを拡充し、防災や安全に対する情報周知の充実に努め、誰もが住みよいと感じられる“住まい環境”の実現を推進していきます。

【現状と課題】

- 多くの外国人市民に、生活のルールなどについての情報提供が必要とされています。
- 市役所や支所・出張所内に回収箱を設置して、牛乳パックや蛍光管のリサイクルを呼び掛け、有害ごみである使用済み乾電池の回収をしています。また、環境推進大会、パネル展、出前環境教室などの美化啓発活動を行ったり、ゴミ処理施設見学会を行ったりしています。
- 上尾市に転入した外国人市民に対し、「上尾市防災マップ」を配布しています。防災マップは日本語と英語で表記されていますが、外国人市民の中には緊急避難場所を知らなかったり、非常時に備えて用意しておくものが分からなかったりする人もいます。
- 防災に関する情報の提供が不十分なため、災害に対する対応に不安を感じている外国人市民も少なくありません。情報周知の方法を拡充する必要があります。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
防災についての情報提供に対する満足度 ¹	77%	87%

¹防災についての情報提供に対する満足度 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】

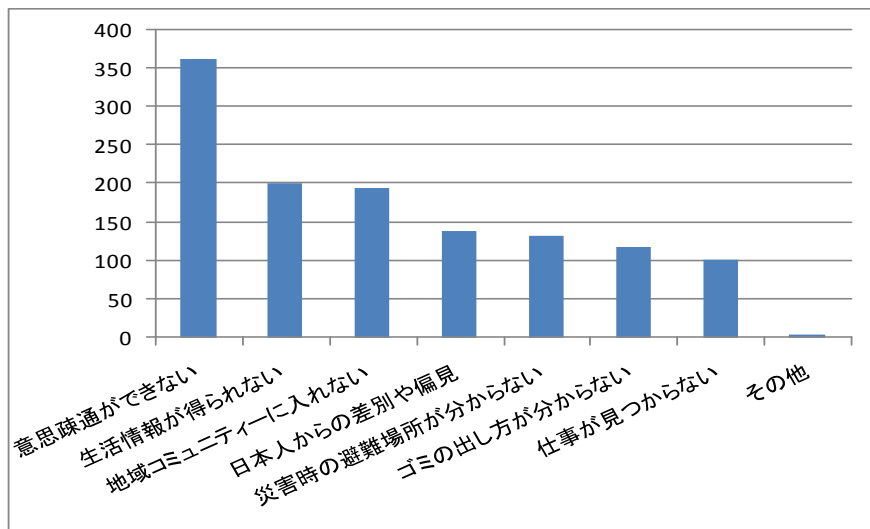


番号	取り組み	現在	目標	主体
16	入居に伴う説明の充実	【新規】	生活ルールなどを外国人市民に理解してもらうため、入居説明シートの配布や「県外国人住まいサポート店 ² 」の活用を促進します。	自治振興課
17	ゴミ出しマニュアルの充実	外国人市民の転入時に、4カ国（英・中国・スペイン・ポルトガル）語に対応したゴミ出しマニュアルを配布しています。	イラストを多く盛り込むなど、内容の充実を図り、外国人市民にも分かりやすいマニュアルを目指します。	西貝塚環境センター
18	リサイクル事業の推進	【新規】	関係各課やAGAと連携して、外国人市民に対しても、リサイクル施設の見学や環境美化啓発活動への参加を呼び掛けます。	西貝塚環境センター
19	防災マップの充実	外国人市民の転入時に、日本語と英語を併記した防災マップを配布しています。	イラストを多く盛り込み、緊急時の避難先や携行品などを外国人市民にも分かりやすいように工夫します。	市民安全課
20 	防災意識の啓発	【新規】	外国人市民向けイベントでの防災チラシの配布や、メールマガジンの配信により、防災意識を高めます。	市民安全課 AGA 自治会(自主防災組織)
21	防犯・交通安全活動の啓発推進	上尾警察署と連携した地域防犯・交通安全活動に取り組んでいます。【活動回数／年2回】	上尾警察署との連携を強化し、外国人市民向けイベントなどを活用し、積極的な防犯活動を展開します。【活動回数／年3回】	市民安全課 AGA 上尾警察署

²県外国人住まいサポート店 住居に関する情報を必要としている外国人住民への情報の提供及び助言を行うため、外国人住民の住まい探しに協力できる不動産業者の登録制度（県主催）。

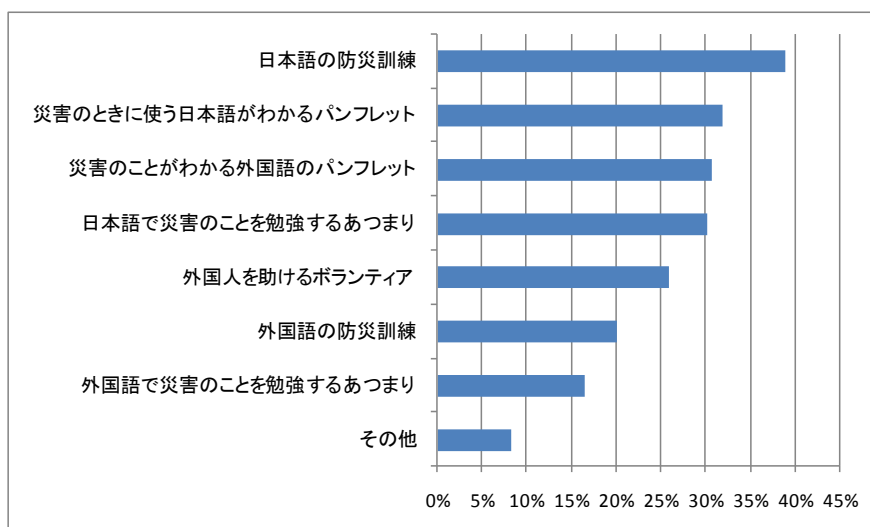
●各種アンケート結果から

【図 14】 外国人が困っていると思われること（人）



（市職員向けアンケートから）

【図15】 災害の準備のために何がほしいですか？



（県外国籍県民県政モニターアンケート〈平成 23 年度第 1 回〉から）



防災マップ（左端）、ゴミ出しマニュアル

2-2 いきいきと健やかな生活を支援する

公的医療保険に加入する必要がある外国人市民の中には、保険に加入していない人もいます。保険に加入していない場合、医療費が高額となるために未払いとなったり、重症化するまで受診しなかったりすることがあります。このような事態を未然に防ぐには、保険に関する啓発・情報提供が必要となります。

また、日本語能力が十分でない外国人市民については、医療機関での受診が円滑に行われない場合があります、多言語による対応が求められます。

さらに子どもを安心して産み育てるために、多言語による情報提供や交流できる場が必要になります。

【現状と課題】

- 市は、外国人市民に対し、公的医療保険・年金の加入の必要性や手続きについての情報提供や、さらなる加入を促進させることが必要です。
- 医療機関での受診に困らないよう、特に医療・保健・福祉分野では、県国際交流協会や関係課と連携して多言語による情報提供が必要です。
- 医療・保健・福祉分野の相談ができない人のために、通訳ボランティアが必要です。
- 外国人市民の保護者の交流や、子育てを円滑に進めるための場所や機会が必要です。
- 外国人市民が日本（上尾市）の社会保障制度を知る機会がないために、十分な社会保障を受けられない可能性があります。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
保険・医療に関する情報提供への満足度 ³	65%	75%

³保険・医療に関する情報提供への満足度 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】

 重点事業

番号	取り組み	現在	目標	主体
22	「あげお暮らしのガイド ⁴ 」の多言語化	「あげお暮らしのガイド」を4カ国（英・中国・スペイン・ポルトガル）語でHPに掲載し、転入時に配布しています。	外国人市民の意見を参考にし、生活に必要な情報を取り上げ、内容を随時更新します。	自治振興課
23	「指さし受診シート ⁵ 」の作成	【新規】	「指さし受診シート」を作成し、医療機関での意思疎通をより円滑にします。	健康推進課
24	多言語による保健関連文書の提供	要望に応じて、母子手帳や予防接種予診票の外国語版を提供しています。	乳幼児健診の通知や各種問診票など、外国人市民に必要な保健関連文書の多言語化を進めます。	健康推進課
25	子育てについての交流・相談の場の充実	【新規】	外国人市民の保護者が安心して子育てできるように「親子のつどい ⁶ 」をより参加しやすいものにします。 【外国人市民の参加者の割合／全体の1.05%】	こども支援課
26	健康づくりの啓発	【新規】	市内医療機関と連携し、やさしい日本語で健康づくりを促進するチラシを配ります。	健康推進課
27 	ボランティアによる通訳サービスの提供【再掲】	【新規】	ボランティアを活用し、行政手続や、学校、保健センター、保育所などでの相談・通訳サービスの提供を検討します。	自治振興課
28	国民健康保険・国民年金の個別対応の充実	外国人市民の転入時に、国民健康保険や国民年金の制度について個別に対応しています。	チラシや窓口対応マニュアルの作成により、外国人市民がより理解しやすいよう個別対応を充実させます。	保険年金課
29	外国人市民のための勉強会の開催	日本の税金・年金制度を扱った講座や就職支援講座を開催しています。【勉強会／年2回、参加者13人】	より多くの外国人市民が参加できるよう、受講者の意見を取り入れ、積極的に社会参加を促します。【勉強会／年5回、参加者50人】	自治振興課 AGA

⁴あげお暮らしのガイド 上尾市で生活する上で基本となる情報をまとめた便利帳。

⁵指さし受診シート イラスト付きで日本語と外国語で受診時に必要な言葉や症状、予防接種などを示したもの。

⁶親子のつどい 子育てをしている親と子が気軽に集い、遊びながら他の親子と交流する場。

2-3 夢を持って学び働ける環境をつくる

外国人市民が学校生活を楽しく送るためには、日本語能力を習得し、授業についていけることが大切です。学校生活の中で日常の言葉を覚えられるよう、日本語学習の充実と保護者への日本語習得の機会を増やすこと、日本の教育制度の周知などが子どもの将来の学業や就労へとつながります。

また、労働についても分かりやすい就職情報の提供や相談体制の整備など、就職活動を支援し、社会保険への加入を進めることが大切です。

【現状と課題】

- 外国人児童・生徒の中には、日本語が話せないことでうまくコミュニケーションが取れないため、授業についていけず学校に通わなくなったり、進学しなくなったりする子どもがいます。
- 外国人市民の中には、就労を希望しても履歴書の書き方が分からなかったり、雇用規則が分からなかったりしたため、トラブルになることがあります。
- 外国人児童・生徒への日本語指導を行っていますが、対象児童の増加による指導員の人員確保が課題となっています。
- 児童・生徒の外国人保護者の日本語能力によっては、保育所や学校などからの連絡事項や子どもの様子が理解できず、ローマ字表記や通訳を介して理解していることがあります。
- 仕事は知人や友人の紹介で見つける外国人市民が多く、市から仕事に関する情報を望む人も多く見られます。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
教育に関する情報提供への満足度 ⁷	76%	86%

⁷教育に関する情報提供への満足度 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】

 重点事業

番号	取り組み	現在	目標	主体
30 	「取り出し授業」の充実【再掲】	日本語による学習が困難な外国人児童・生徒に対して、取り出し授業を実施しています。	児童・生徒の個性を生かした効果的な授業方法を研究し、全ての対象者に指導員を派遣します。	学務課
31	取り出し授業指導員講習会の開催	【新規】	年2回研修会を実施し、指導の現状や課題、方法などの情報を共有し、授業を充実させます。	学務課
32	外国人市民向け相談窓口の拡充【再掲】	毎週月曜日に4カ国（英・中国・スペイン・ポルトガル）語での相談をハローコーナーで実施しています。 【ハローコーナー相談件数／年 302 件】	ハローコーナーとともに外国人総合相談センター埼玉をPRし、積極的に活用します。 【ハローコーナー相談件数／年 400 件】	自治振興課
33	「高校進学ガイダンス事業 ⁸ 」の紹介	県・県国際交流協会・県産業文化センター共催の外国人住民向け高校進学ガイダンス事業を紹介しています。	取り組みを継続するとともに、積極的な情報の収集と発信を行います。	指導課
34	乳幼児や放課後児童の育成支援	保育所や学童保育所では、やさしい日本語やローマ字の使用で対応しています。必要に応じて、通訳者も依頼しています。	取り組みを継続し、多言語による対応や通訳者のより円滑な活用を図ります。	保育課 青少年課
35	日本で就労するための各種講座の支援	【新規】	外国人市民が日本で継続して就労するために必要な講座を支援します。	自治振興課 AGA
36	多文化共生意識の啓発	【新規】	企業を対象とした研修などの機会に多文化共生意識の啓発を図ります。	商工課



取り出し授業

⁸高校進学ガイダンス事業 正式名は「日本語を母語としない子どもと保護者の高校進学ガイダンス」。外国人住民を対象にした高校進学についての説明会と相談会（県・県国際交流協会・県産業文化センター共催）。

基本目標 3

違いや文化を認め合う地域づくり

- 3－1 お互いを認め合う気持ちを高める
- 3－2 外国人市民と地域社会をつなぐ
- 3－3 交流の機会を増やす
- 3－4 地域のボランティアと協力し合う
- 3－5 すべての人が集まれる場をつくる

外国人市民の定住化が進むことについて、日本人市民の中には、治安が悪化するのではないか、生活ルールなどで問題が起きるのではないかという心配から、よくないと感じている人がいます。

外国人市民の中には、日本人市民との交流が限られているために、疎外感を感じている人がいる一方で、日本の文化や生活習慣に対する理解が不足している人や、日本社会のルールを守る必要性を理解できない人がいます。

このような状況を改善して、外国人市民と日本人市民が文化や習慣の違い、考え方の違いを認め合い、お互いをよく理解し合って、同じまちに暮らす隣人として助け合えるような、住みよい地域づくりを進めていく必要があります。

3-1 お互いを認め合う気持ちを高める

多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国人市民も、お互いに文化、習慣、考え方などの違いを認め合う気持ちを高めることが大切です。市国際交流協会（AG A）の協力を得たり、外国語指導助手（A L T）を活用したりするなどして、地域、学校、市民活動団体¹などと連携を図るとともに、日本人市民を対象に、人権講座、国際理解授業、外国文化紹介イベントの情報発信など、さまざまな機会や活動を通じて、異文化への興味の呼び起こしと交流の場づくりを推進していきます。

【現状と課題】

●市は、日本人市民の児童・生徒に対して、国際感覚を養うために、外国人市民ボランティアまたはA L Tにより、外国語や外国文化紹介など総合学習の時間を使って国際理解の授業を行っています。

●国籍や民族などの異なる市民がお互いの文化や習慣を理解し合い、共に暮らしていくことができる社会が求められています。このような中で、外国人市民の母国文化を紹介するイベントや講座を開催し、多くの日本人市民に参加してもらうため、広報誌、HP、ポスター以外に、メールマガジン、ツイッター²など最新のI C Tを利用し、周知方法を工夫する必要があります。

●AG Aや公民館が主催者となり、さまざまな国際交流についての講座や講演会を実施しています。今後も、世界・社会情勢への興味を引き出すようなきっかけづくりとして、これらの事業を継続する必要があります。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
外国人市民が増えることについて肯定的に感じる日本人市民の割合 ³	67%	80%

¹市民活動団体 市民が自らの価値観・信念・関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティーへの貢献を目的として自発的に活動する団体。

²ツイッター 個々のユーザーが「ツイート」（tweet）と称される短文を投稿し、閲覧できる通信サービス。

³外国人市民が増えることについて肯定的に感じる日本人市民の割合 市職員向けアンケート（地域住民としての立場）から。

【具体的な取り組み】



番号	取り組み	現在	目標	主体
37	小・中学校での国際理解教育に関する授業の充実	総合的な学習の時間に、外国人市民や海外生活経験者を講師として招き、国際理解教育に関する授業を行っています。	授業を行った学校にアンケートを送付し、外国人ボランティアによる国際理解教育に関する授業を充実させます。	指導課 自治振興課
38	多文化共生講座の開催	公民館で多文化共生や外国人市民の人権についての講座を開催しています。【人権講座／年1回、参加者 58 人。文化紹介講座／年1回（3日間）、延べ参加者 75 人】	講座数を増やし効果的に P R します。語学講座サークルなどとの連携を強化します。【人権講座／継続。文化紹介講座／年2回（6日間）、延べ参加者 150 人】	生涯学習課 A G A
39	多文化交流イベントなどの情報発信	A G A や他の団体から集めた多文化交流についての情報を提供しています。	H P や広報誌、ハローコーナーニュースなど、さまざまな媒体を活用して効果的に情報を発信します。	自治振興課
40	海外ボランティア経験者の活用	J I C A ボランティア ⁴ の表敬訪問を受け入れています。	現地の様子を H P に掲載したり、国際理解講座に協力を求めたりして、市民の海外への理解を深めます。	自治振興課
41 	「あげおヒューマンライツミーティング 21 ⁵ 」の開催	「あげおヒューマンライツミーティング 21」では、A G A の協力で外国人の人権について理解を深めています。	取り組みを継続するとともに、A G A との連携を強化し外国人の人権についてさらに理解を深めます。	人権推進課 A G A



国際理解教育に関する授業

⁴J I C A ボランティア 開発途上国支援や国際理解などを目的としたボランティア派遣事業。独立行政法人国際協力機構（J I C A）が実施しています。

⁵あげおヒューマンライツミーティング 21 人権（ヒューマンライツ）が尊重される社会を築くための集い（ミーティング）。毎年、人権週間（12 月 4 ～ 10 日）に合わせて市で企画されている。

3-2 外国人市民と地域社会をつなぐ

外国人市民と日本人市民が、お互いに住みよい地域づくりを進めていくためには、外国人市民も地域社会を支える主体であるという認識が必要です。そこで市は、外国人市民に対して、単なる一過性の支援をするだけでなく、“地域の構成員である”という自覚を促し、自立した生活を送れるよう長期的な展望に立った支援を継続することが求められています。

【現状と課題】

- 外国人市民は、文化や習慣などの違いによる生活上の問題が大きく、さらに、行政の仕組みや地域に関わる情報が不足しているために、日本人市民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難になっています。市は、外国人市民が安心して暮らせるように、日本の文化や習慣、ルールについて説明し、社会参加の支援をしていく必要があります。
- 外国人市民の中には、地域社会での交流機会が不足し、孤独を感じている人が少なくありません。市は、外国人市民が地域の構成員としてさまざまな地域活動に参加できるよう、地域に働き掛けるとともに、外国人市民にも呼び掛けをするなど、地域住民と外国人市民とをつなぐ役割が期待されています。
- 市には、外国人市民が活躍できる場を提供していく役割が求められています。
- 市は、外国人市民と日本人市民が共に暮らせる地域づくりを実現するため、積極的に外国人市民の意見が市政に反映されやすい環境をつくっていく必要があります。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
外国人市民の地域行事への参加率 ⁶	18%	25%

⁶外国人市民の地域行事への参加率 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】

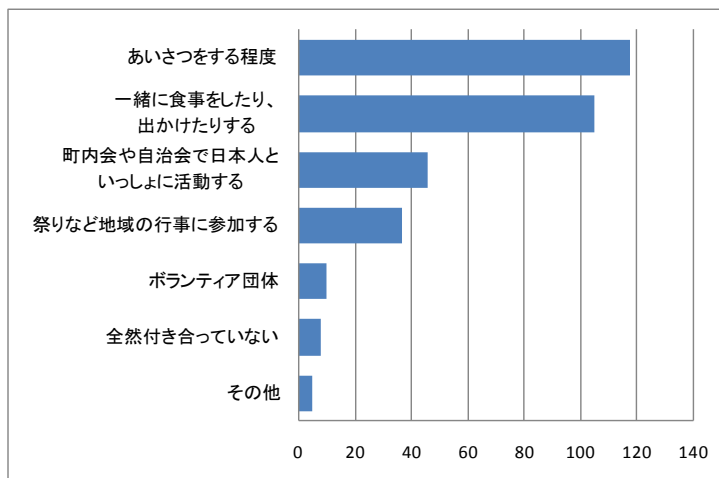


番号	取り組み	現在	目標	主体
42 	外国人市民のための勉強会の開催【再掲】	日本の税金・年金制度を扱った講座や就職支援講座を開催しています。【勉強会／年2回、参加者13人】	より多くの外国人市民が参加できるよう、受講者の意見を取り入れ、積極的に社会参加を促します。【勉強会／年5回、参加者50人】	自治振興課 AGA
43	地域行事への参加の促進	【新規】	語学ボランティアを派遣し、祭りなどの地域行事に外国人市民も参加できるよう促します。	自治振興課
44	自治会への加入の促進	【新規】	外国人市民の転入時に、自治会加入のチラシを配布し加入を促進します。	自治振興課 区長会
45	国際理解教育における外国人市民の協力の拡充	【新規】	学校応援団 ⁷ に外国人市民が参加するなど、国際理解教育の活動の幅を広げていきます。	指導課
46	外国人市民を講師とした各種講座の開催	外国人市民を講師とした人権講座や外国文化の紹介講座を開催しています。【講座数／年2回】	取り組みを継続するとともに、ボランティア登録制度を活用し、より多くの外国人市民の社会参加を促します。【講座数／年4回】	自治振興課 生涯学習課 AGA
47	行政に対する外国人市民の意見・要望の把握	本計画策定時に外国人市民向けアンケートを実施しています。	外国人市民向けアンケート、県外国籍県民県政モニター制度 ⁸ 、市民意識調査を活用し、外国人市民の意見を計画に反映させます。	自治振興課
48	日本文化を紹介する機会の拡充	「あげおワールドフェア」や公民館では、着付けや習字など日本文化を体験できる機会を設けています。	多くの外国人市民が参加しやすいよう、魅力的な内容を検討し機会の拡充や効果的なPRを図ります。	自治振興課 生涯学習課 AGA

⁷学校応援団 学校における①学習活動②安心・安全確保③環境整備—などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

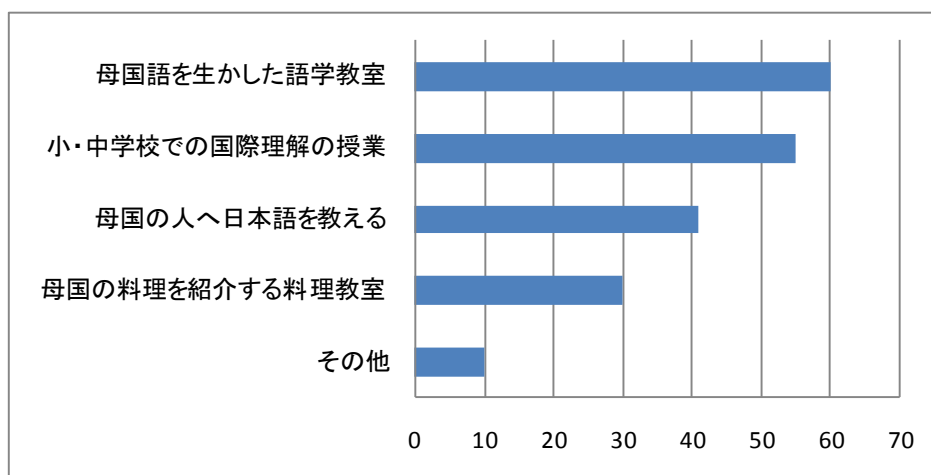
⁸県外国籍県民県政モニター制度 外国人県民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、広く意見を募集し、県政に反映させる県の主催事業。

【図 16】日本人との付き合い（人）



（外国人市民向けアンケートから）

【図 17】あなたが地域のためにしたいこと、できること（人）



（外国人市民向けアンケートから）

3-3 交流の機会を増やす

外国人市民と日本人市民が、分かり合い、お互いの理解を深めるためには、まず知り合う機会をつくり、コミュニケーションを図ることが必要です。

そこで市は、市国際交流協会（ＡＧＡ）やボランティア団体と連携したり、外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用したりして、さまざまな交流イベントを開催し、地域や学校において外国人市民と日本人市民の交流機会を増やします。

また、市はイベントのＰＲを積極的に行い、多くの人が参加したくなるような魅力あるイベントを開催していく必要があります。

【現状と課題】

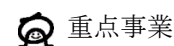
- 国際化に向けた取り組みとして、市内の小・中学校にＡＬＴを配置し、外国語教育と国際理解教育の推進を図っています。
- さらに、市内の小・中学校において、外国語や異文化への興味と関心を高められるよう工夫する必要があります。
- 生涯学習の分野でも、日本人市民と外国人市民との交流の機会を増やすために、外国人市民が母語や自分の国の文化を紹介するなどして、外国人市民が進んで参加できる環境づくりが求められます。
- それには、「あげおワールドフェア」などのイベントを通して、お互いが参加しやすくなるよう市民ボランティアと協力し、交流機会の充実を工夫する必要があります。
- 海外からの留学生や研修生のホームステイの受け入れは、ホームステイ希望者と登録家庭との組み合わせにより行っています。
- 市には、交流の機会を増やすためにイベントのＰＲを積極的に行い、魅力ある事業を開催していくことが求められます。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
あげおワールドフェア来場者の満足度 ⁹	73%	83%

⁹あげおワールドフェア来場者の満足度 あげおワールドフェア来場者向けアンケートから。

【具体的な取り組み】



番号	取り組み	現在	目標	主体
49	A L T の活用	市内小・中学校では、A L T を配置し、外国語活動や外国語（英語）科以外にも音楽・生活・国語科などを通じて国際理解の教育を推進しています。【A L T を活用した国際理解活動の時間数／1 校当たり月平均約 90 時間（平成 23 年度）】	A L T の派遣を充実し、外国語や国際理解の教育をさらに推進させ、市内小・中学校各校に 1 人以上配置します。【A L T を活用した国際理解活動の時間数／1 校当たり月平均 100 時間】	指導課
50	中学生海外派遣研修 ¹⁰ の実施	市内の中学生を海外に派遣し、直接異文化に触れ、国際理解を深めています。帰国後は、体験発表やパネル展を実施しています。	帰国後、派遣生が経験を生かし、多文化共生推進のために活躍できる場を提供するなど、効果的な方法を研究します。	指導課
51	ホームステイ受け入れ事業の充実	「県ワンナイトステイ事業 ¹¹ 」の登録家庭を募集しています。【ワンナイトステイ実施件数／13 件】	他のホームステイ事業への参加も視野に入れ、より多くの家庭が体験できるようさまざまな工夫を検討します。【ワンナイトステイ実施件数／18 件】	自治振興課
52 	「あげおワールドフェア」の充実	毎年多くの市民ボランティアが参加して、日本と外国の文化交流が図られています。【ボランティア満足度 ¹² ／88%】	市民活動団体、海外ボランティア経験者、外国人市民らによる座談会を企画するなど、より魅力的なイベントを目指しながら、積極的に P R しします。【ボランティア満足度／98%】	A G A 自治振興課
53	子ども向け事業の開催	A G A 主催の子ども向け企画（A G A サロン ¹³ 、あげおワールドフェア）、子どもわくわく体験教室 ¹⁴ を実施しています。	国際理解や多文化共生を基調とした子ども向けの講座やイベントを充実させ、子どもたち同士の交流を支援します。	生涯学習課 A G A
54	市内の教育機関との連携	市内の小・中学校や高校、大学、専門学校に対して、国際交流イベントの P R やボランティアの協力を依頼しています。	多文化交流の意識を高めるために、市民向け公開講座やイベントの開催について、学校との協力体制を強化します。	A G A 自治振興課

¹⁰中学生海外派遣研修 毎年 7 ～ 8 月に、市立中学校 3 年生を豪州・ロッキャーバレー市へ派遣（派遣生生徒数／22 人、派遣期間／11 日間）。

¹¹県ワンナイトステイ事業 県・国際交流基金日本語国際センターと協力し、海外からの研修生を市内の家庭で受け入れている。

¹²ボランティア満足度 あげおワールドフェアボランティア向けアンケートから。

¹³A G A サロン 毎回、各国出身の講師を招き、その国の文化や歴史について話を聞く A G A 主催事業。

¹⁴子どもわくわく体験教室 人権教育の一つとして、子ども同士の交流や自然との触れ合いの中で、人としての温もりや思いやりを育む事業。

番号	取り組み	現在	目標	主体
55	海外との交流の推進	中国・杭州市との友好交流 ¹⁵ 開始後、市内の中学生を中国に派遣しています。	海外交流の経験者を活用し、市内の民間交流を積極的に支援します。	自治振興課 AGA
56	国際理解教育の指導方法に係る研修の充実	国際理解教育の指導力向上を目指し、ALTとのチームティーチング（共同授業）や教師を対象とした夏期講習を行っています。【市・市教育研究会共催教員研修／年5回】	研修内容を充実させ、さらなる指導力の向上を目指します。【市・市教育研究会共催教員研修／年5回以上】	指導課

世界の人と異文化交流を楽しんで

県ワンナイトステイ事業登録者 たなかしんいち 田中新一・ヨシ夫妻

私たち夫婦は、平成5年から7年まで米国・ケンタッキー州に仕事で駐在したことがあります。赴任した当時は、米国の習慣や地理が全く分からず、近所の米国人がとても親切にしてくれました。その人たちとは現在でもお付き合いをしています。私たちは、帰国後そのような経験から外国の人たちに何かお手伝いができないかと考えました。

最初は、JICA主催の青年招へい事業で、AGAが募集した市内のホームステイ受け入れ家庭に参加し、フィリピン・韓国・インドネシア・マレーシアなど、さまざまな国の青年をわが家に招き楽しく交流しました。後日、その中のフィリピン研修生が結婚することになり、招待された現地の結婚式に出席しました。3年前、その彼女が再度来日して日本語国際センターで再会しました。その時、県ワンナイトステイ事業を知り、市の自治振興課を通じて初めて登録をしました。

同事業に参加してからは、中国（4回）・フィリピン・インドネシアと多くの国の研修生をわが家に招きました。最初は緊張している研修生ですが、次第に打ち解けて楽しんできます。この事業は、日本の普段の家庭生活を体験する目的があるので、食事も天ぷら・焼きそば・寿司などを経験したり、その人の要望に応じて日光・お台場・浅草・那須温泉などを観光したりと、さまざまな交流を楽しんでいます。

私たちは、今後もホームステイによる国際交流を続けたいと思います。異文化体験を通して世界の人と友達になる良い機会なので、皆さんもぜひ一度参加してみませんか。病みつきになるかも？



お別れ会で中国のハクさん（中央）と

¹⁵中国・杭州市との友好交流 2004(平成16)年3月26日、中国・浙江省杭州市の杭州西子国賓館で「上尾市・杭州市友好交流覚書」を調印し、その後、毎年市立中学校の2年生を派遣し、交流会や授業体験、ホームステイなどを実施。

3-4 地域のボランティアと協力し合う

外国人市民に関する課題は幅広い分野にまたがっていることから、地域全体として取り組む必要があります。特に外国人市民への支援の分野では、市国際交流協会（AGA）や市民活動団体の活動に支えられている部分があります。市は、それぞれの団体の主体性を尊重しながら、これまで培ってきた専門的知識や情報、ネットワークを生かせるよう協働していく必要があります。また、地域において意見調整を担う鍵となる人物（多文化共生キーパーソン）と連携を深めることも必要です。

【現状と課題】

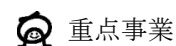
- 市は、県や市民活動団体との連携・協働体制を築き、市民参加による国際交流事業をAGAと共に積極的・永続的に展開していく必要があります。
- 市は、「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク」の意見交換会に参加しており、市内の国際交流団体や、日本語ボランティア、外国人市民にも声を掛け、より多くの意見を取り入れる機会を設けています。
- 市は、幅広い市民のボランティア活動に対する興味の芽を引き出すとともに、ボランティア参加希望者と市民活動団体とをつなぐ役割が期待されています。
- 市は、市民活動団体相互の交流や情報交換の手助けとなるような、積極的な情報の提供が求められています。

【目標（活動指標）】

指標名	現在値	目標値
市民活動団体の内、国際交流に関連する団体数・人数 ¹⁶	4 団体・ 405 人	490 人

¹⁶市民活動団体の内、国際交流に関連する団体数・人数 出典「市民活動推進ガイドブック 2011」

【具体的な取り組み】



番号	取り組み	現在	目標	主体
57	他の多文化共生推進団体との協働	「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク ¹⁷⁾ 」に参加して、多文化共生について他の団体との意見・情報交換をしています。	市民活動団体、県・県内の他自治体と積極的に意見・情報を交換し、連携を強化します。	自治振興課 A G A
58	A G Aへの支援	市は、A G Aに対して、補助金の交付、必要な会場の確保、市広報誌への掲載、活動の紹介などの支援をしています。	取り組みを継続するとともに、幅広い人々の協力が得られるように、引き続きA G Aの活動を支援します。	自治振興課
59	「あげおワールドフェア」の充実【再掲】	毎年多くの市民ボランティアが参加して、日本と外国の文化交流が図られています。 【ボランティア満足度／88%】	市民活動団体、海外ボランティア経験者、外国人市民らによる座談会を企画するなど、より魅力的なイベントを目指しながら、積極的にPRします。 【ボランティア満足度／98%】	A G A 自治振興課
60	「県多文化共生キーパーソン ¹⁸⁾ 」の活用	【新規】	「県多文化共生キーパーソン」を活用し、地域の民生委員と連携を取りながら外国人市民の生活を支援します。	自治振興課 民生・児童委員協議会
61 	「（仮称）多文化共生推進ボランティア登録制度」の導入	【新規】	通訳・翻訳、日本語指導など、多文化共生推進活動を行うボランティアの登録制度をつくり、必要に応じて派遣します。	自治振興課 社会福祉協議会



A G A日本語教室（火曜教室）



¹⁷⁾彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク 県、県国際交流協会、県内市町村、市町村国際交流協会、NGOなどで構成される組織。

¹⁸⁾県多文化共生キーパーソン 県知事から委嘱を受け、行政情報などを外国人住民に提供しながら、生活相談にも応じ地域の多文化共生を推進する人（県委嘱）。

あげおワールドフェア

●「あげおワールドフェア」とは…

上尾市やその周辺に住む外国人住民が、それぞれの国の文化や伝統芸能などを紹介し、それらを通じて多くの人々と出会い、相互理解を深め、交流を図ることを目的とした国際交流イベントです。

1993（平成 5）年から毎年開催され、約 30 の国と地域が参加します。約 8 千人の来場者でにぎわい、今や秋の上尾市の風物詩の一つとなっています。

●あげおワールドフェア 2011

2011（平成 23）年 10 月 10 日（祝）に「あげおワールドフェア 2011」が、文化センターで開催されました。今回のテーマは「United we stand～世界にありがとう～」としました。これは、同年 3 月に起きた東日本大震災からの復興に向けて「心をつなげて、立ち上がろう！」という思いと、世界に対するいろいろな感謝の気持ち「ありがとう」という思いの二つを込めて名付けられました。

文化紹介や民芸品販売などの「ブース（区画）」は多くの人でにぎわい、子ども向けのコーナー「キッズスポット」では、子どもたちが世界の遊びやゲームを楽しみました。国や団体の活動を紹介できる「PR ルーム」では、各参加者のプレゼンテーション（発表）にじっくり耳を傾ける来場者の姿が印象的でした。また「ワールドフード」では、アジアや中東、アフリカ、南米など世界 20 の国と団体の珍しい料理を堪能でき、「ステージ」では、各国の歌や踊り、演奏などで大いに盛り上がりました。

フェア終了後の「サンキューパーティー」では、参加者全員で歌ったり踊ったりして、皆が一つになってフェアを成功に導きました。



文化紹介ブース



キッズスポット

3-5 すべての人が集まれる場をつくる

多文化共生の地域づくりを推進していくため、市は、市国際交流協会（AGA）、市民活動支援センター、自治会などと連携し、日本人市民や外国人市民が交流、研修、啓発、情報提供、学習などを行う拠点となる場をつくり、そこで行われるイベントや講座を魅力あるものとしていく必要があります。また国や県と連携し、市域を越えた「すべての人が集まれる場」を提供していく必要があります。

【現状と課題】

- 市では、以前から学校を国際理解教育の重要な拠点と考え、市内の全小学校への外国語指導助手（ALT）配置など、積極的な取り組みを行ってきました。今後も、児童生徒の多文化共生への理解を深める場とし、充実させていく必要があります。
- たくさんの方が気軽に立ち寄れる公民館や、スポーツ施設などの公共施設は、日本人市民や外国人市民が多文化共生について学ぶ重要な拠点となります。市は、多文化についての講座などの開催を通して、市民の活動を支援していくことが求められています。
- 市は、すべての人がお互いの異なる文化について理解を深め、交流することができる場を設置していく役割を担っています。
- 市は、多文化共生の拠点で、市が主催または支援しているイベントや講座について随時見直しを図り、魅力あるものとしていく必要があります。
- 市は、国や県が所有する多文化共生の拠点となる施設について、積極的に情報提供していく必要があります。

【目標（成果指標）】

指標名	現在値	目標値
公共施設によく出掛ける外国人市民の割合 ¹⁹	10%	20%

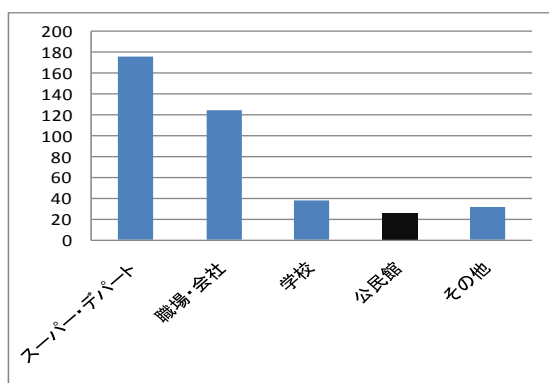
¹⁹公共施設によく出かける外国人市民の割合 外国人市民向けアンケートから。

【具体的な取り組み】

 重点事業

番号	取り組み	現在	目標	主体
62	学校を拠点とした多文化共生社会の推進	小・中学校では、多文化理解や言語能力の育成をはじめ、国際理解教育を実施しています。	学校を国際理解教育の大切な拠点として新たに位置付け、児童・生徒を核とした多文化共生社会の実現を目指します。	指導課
63	公民館を拠点とした多文化共生講座や市民活動への支援	公民館を拠点とした多文化共生・語学講座を実施している他、サークル活動を行う市民団体を支援しています。 【公民館での多文化共生・語学講座数／8講座、137人】	公民館を拠点として、多文化共生の意識啓発や国際理解を進める市民活動団体を引き続き支援します。【公民館での多文化共生・語学講座数／12講座、200人】	生涯学習課
64	スポーツ施設を拠点とした多文化共生意識の啓発	【新規】	市民体育館などのスポーツ施設を拠点として、スポーツを通じた多文化共生意識を高めるイベントや環境を整備します。	スポーツ振興センター
65	多文化共生の拠点に関するアンケートの活用	【新規】	多文化共生を目的とした場所でイベントや講座後にアンケートを実施し、外国人市民が集いやすい拠点の整備を推進します。	自治振興課
66 	多文化共生を推進する拠点の設置	A G A 事務局を市役所第三別館に設置しています。	「(仮称)多文化共生サロン」やボランティアを統括する場の設置を検討します。	自治振興課
67	国や県が所有する多文化共生施設の利用の促進	【新規】	市域を越えた、多文化共生の拠点となる施設をHPや広報などを通じて紹介していきます。	自治振興課

【図 18】よく出かける場所（人）



（外国人市民向けアンケートから）



A G A 事務局

【多文化共生の拠点一覧】

(市内)

拠点	所在地	主な活動内容
市役所 (自治振興課)	〒362-8501 本町 3-1-1 上尾市役所本庁舎 4 階 Tel/775-4597 Fax/775-9819	多文化共生に関する施策 市国際交流協会の支援
市国際交流協会 (AGA)事務局	〒362-8501 本町 3-1-1 上尾市役所第三別館 1 階 Tel/780-2468 Fax/775-9819	日本語教室 各種国際交流イベント 外国人市民向けの勉強・講習会の開催
外国籍(人)市民のための相談窓口 (ハローコーナー)	〒362-8501 本町 3-1-1 上尾市役所第三別館 1 階 Tel/775-5111(内線 810)	外国人市民の相談窓口 (毎週月曜日 9 時～16 時)
市民活動支援センター	〒362-0075 柏座 1-1-15 プラザ館 3 階 Tel/778-1810 Fax/778-1820	市民活動に関する情報の提供 市民と行政との協働に関すること
文化センター	〒362-0017 ニツ宮 750 Tel/774-2951 Fax/774-2955	日本語教室を実施 (毎週木曜日)
コミュニティセンター	〒362-0075 柏座 4-2-3 Tel/775-0866 Fax/775-0868	日本語教室を実施 (毎週火曜日・木曜日)
上尾公民館	〒362-0017 ニツ宮 750(文化センター内) Tel/775-0185 Fax/776-7366	日本語教室を実施 (毎週水曜日)
上平公民館	〒362-0002 南 75-1 Tel/775-9308 Fax/770-1102	日本文化紹介講座の実施
平方公民館	〒362-0059 平方 905-1 Tel/726-3446 Fax/726-3991	子ども向けの語学教室の実施
原市公民館	〒362-0021 原市 3499 Tel/721-4948 Fax/721-4946	日本語教室を実施 (毎週金曜日)
大石公民館	〒362-0063 小泉 747-8 Tel/726-6615 Fax/726-6616	語学教室や外国料理教室の実施
大谷公民館	〒362-0044 大谷本郷 949-1 Tel/781-0892 Fax/780-1113	日本語教室を実施 (毎週木曜日)
図書館(本館)	〒362-0037 上町 1-7-1 Tel/773-8521 Fax/776-7330	
市民体育館	〒362-0045 向山 4-3-10 Tel/781-8111 Fax/781-8113	

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(県内)

拠点	所在地	主な活動内容
県国際課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 第3庁舎1階 Tel/830-2705(総務・企画担当) Tel/830-2713(国際交流・協力担当) Tel/830-2717(多文化共生・NGO担当) Tel/830-2711(グローバル人材育成担当) Fax/830-4748	多文化共生に関する施策の推進 県国際交流協会に関すること
県国際交流協会(SIA)	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5 県浦和合同庁舎3階 Tel/833-2992 Fax/833-3291	外国人住民の生活支援 外国人児童・生徒の学習支援 多言語情報の提供
外国人総合相談センター埼玉	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5 県浦和合同庁舎3階 Tel/833-3296 Fax/833-3600	外国人の相談窓口
国際協力県民プラザ	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5 県浦和合同庁舎3階 Tel/833-2992 Fax/833-3291	外国人住民のための生活情報の提供 国際理解のための資料 民族衣装コーナー
国際交流基金日本語国際センター	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-36 Tel/834-1180 Fax/834-1170	海外日本語教師の育成・研修 日本語教材の開発 ワンナイトステイ事業

(平成23年4月1日現在)

第4章 計画の推進に向けて

1 多文化共生推進のための役割分担

1 市の役割

市は、多文化共生推進計画に基づき、市国際交流協会（AGA）や市民活動団体、地域住民などと協働して取り組みを推進していきます。また、県や県国際交流協会（SIA）、他の自治体との連携も引き続き強化し、情報交換を行います。

外国人市民に関わる行政は多分野にまたがるため、市役所の各担当部署内の連絡調整を強化します。また、国際感覚豊かな職員の育成のために、多文化共生の意識啓発を推進し、外国人市民が安心して利用できる上尾市役所を目指します。

2 AGAの役割

AGAは、日本語教室やあげおワールドフェアの開催など、多文化共生の推進に向けたさまざまな事業を展開しており、市内全域を対象とした多文化共生の地域づくりを進める拠点として、さらなる充実が期待されます。

3 学校の役割

市内の小・中学校は、日本語能力が不十分な外国人児童・生徒が学習に必要な日本語能力を習得できるよう努めるとともに、児童・生徒の国際理解教育の推進、多文化共生の意識啓発に努める必要があります。

また、学校を拠点とし、児童・生徒だけでなく、保護者や地域住民などを巻き込んだ多文化共生社会の実現を目指します。

4 区長会・自治会の役割

市民の生活基盤である地域社会の活性化や、安心・安全な地域づくりのため、市区長会連合会を通じて外国人市民の自治会・町内会・区会への加入促進を推進するとともに、行政や市民活動団体と連携しながら多文化共生の地域づくりを推進します。

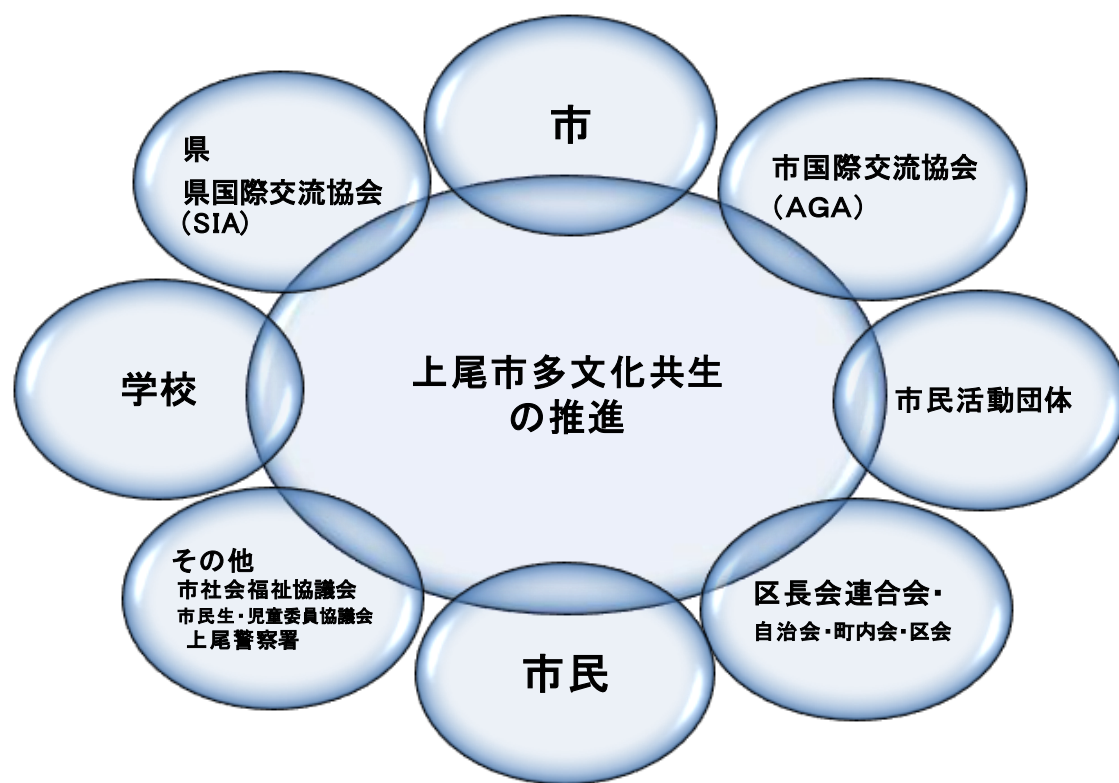
5 市民活動団体の役割

市内には、日本語教室や多文化交流講座、語学サークル活動など地域の多文化共生の推進を目的として自発的に活動している市民活動団体が数多くあります。それぞれの団体が持つ知識や経験、ネットワークを活用し、さらなる活動の拡充を図り、地域の外国人市民の視点でさまざまな活動を展開していくことが期待されます。

6 その他関係機関との連携

地域で暮らす外国人市民が安心して生活できるように、市社会福祉協議会や市民生・児童委員協議会、上尾警察署などの関係機関との連携を強め、多文化共生の地域づくりを支援していきます。

【多文化共生の推進に向けた連携体制】



7 具体的な取り組みの主体一覧

【市役所】

主体名	電話・ファクス	主な業務	場所
保険年金課	775-5136・775-9827	国民健康保険 国民年金	本庁舎 1階
こども支援課	775-5120・774-5342	こども医療費 子ども手当 児童扶養手当	本庁舎 2階
保育課	775-5121・774-5342	保育所 家庭保育室 児童・女性相談	本庁舎 3階
広報課	775-4918・776-8873	広報誌の編集・発行 市ホームページ	本庁舎 3階
職員課	775-5112・775-9819	市職員の人事・給与・研修・福利厚生	本庁舎 4階
自治振興課	775-4597・775-9819	事務区 市政相談 広聴 国際交流 NPO ハローコーナー	
庶務課	775-4963・775-9819	情報公開・個人情報保護制度 市の組織 土日開庁 ISO9001 統計	
用地管財課	775-5114・775-9819	庁舎の管理	
市民安全課	775-5138・775-9927	防災 防犯 交通安全 危機管理	
人権推進課	775-5117・775-9819	人権推進 同和対策	
生涯学習課 (教育委員会)	775-9490・776-2250	生涯学習 文化芸術 指導者バンク	本庁舎 7階
学務課(教育委員会)	775-9604・775-5633	入学・転入学手続き 就学援助	
指導課(教育委員会)	775-9672・775-5633	児童・生徒の学校生活	
商工課	777-4441・775-5024	商工業振興 観光・祭りなどの情報 労働・雇用対策	プラザ 22
青少年課	776-2488・776-2117	放課後児童クラブ 学童保育所 児童館 青少年の健全育成	その他
西貝塚環境センター	781-9141・781-9166	ごみ収集 リサイクルの推進	
健康推進課	774-1411・776-7355	母子健康手帳 乳幼児から成人までの 検診 予防接種	
図書館(教育委員会)	773-8521・776-7330	図書の貸出・返却業務	
スポーツ振興センター (教育委員会)	781-8112・781-8113	スポーツ・レクリエーションの振興	

(平成23年4月1日現在)

【市役所以外】※第3章の表中では斜体で表記。

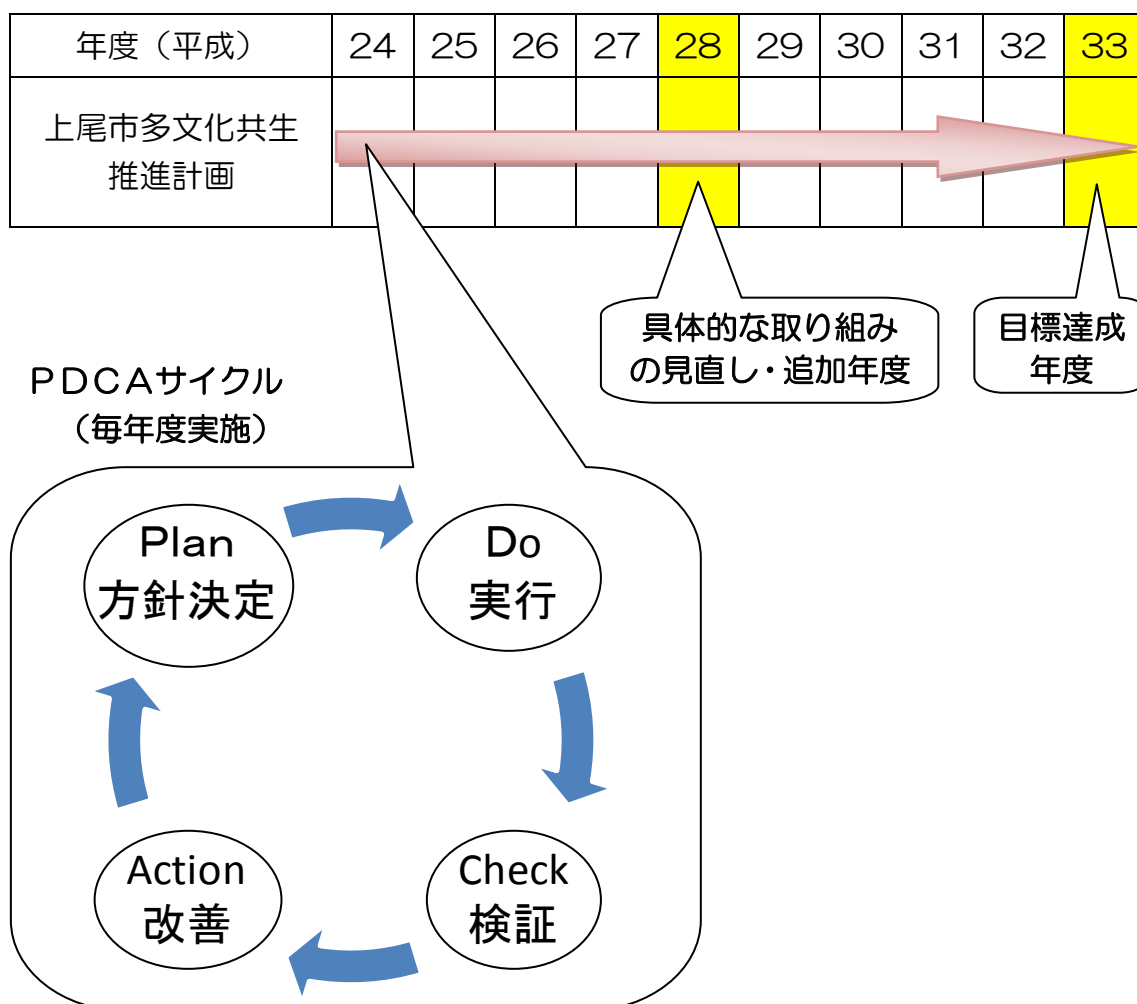
主体名	電話・ファクス	所在地
市国際交流協会(A G A)	780-2468・775-9819	〒362-8501 本町3-1-1 市役所第三別館1階
市区長会連合会	775-4597・775-9819	〒362-8501 本町3-1-1 市役所本庁舎4階 自治振興課内
市社会福祉協議会	773-7155・772-8647	〒362-0011 平塚 724
上尾警察署	773-0110・ —	〒362-8501 本町5-1-1
市民生・児童委員協議会	775-5118・776-8872	〒362-8501 本町3-1-1 市役所本庁舎2階 社会福祉課内

(平成23年4月1日現在)

2 計画の進捗管理

施策を効果的に進めるために、施策の進行管理や評価、見直し、改善を行う必要があります。具体的な取り組みごとの主体は、毎年進捗状況を確認し、庁内での報告と市ホームページへの公開を行い、取り組み内容の改善につなげていきます。また、5年後には社会的情勢や、取り組みの進捗状況・効果などを検証して、取り組みの見直し・追加を行います。

進捗管理に当たっては、各取り組みにおいて毎年度PDCAサイクル（方針決定〈Plan〉→実行〈Do〉→検証〈Check〉→改善〈Action〉）に基づき、継続的な仕組みにより進めていきます。



資料編

上尾市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 5 月 11 日

市長決裁

(設置)

第 1 条 上尾市多文化共生推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、上尾市多文化共生推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム設置規程(平成 23 年上尾市訓令第 5 号)第 1 条の規定により設置された上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チームが、上尾市多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱(平成 23 年 5 月 11 日市長決裁)第 1 条の規定により設置された上尾市多文化共生推進計画策定市民会議による意見及び提言を反映させて作成した推進計画の案を調査審議する。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 多文化共生に関し学識経験を有する者 1 人

(2) 上尾市国際交流協会を代表する者 1 人

(3) 上尾市区長会連合会を代表する者 1 人

(4) 上尾市民生委員・児童委員協議会を代表する者 1 人

(5) 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会を代表する者 1 人

(6) 上尾市 PTA 連合会を代表する者 1 人

(7) 上尾市小学校長会を代表する者 1 人

(8) 警察関係者 1 人

(9) 上尾市多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱第 1 条に規定する上尾市多文化共生推進計画策定市民会議を代表する者 2 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときはその職を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議への出席等)

第7条 委員会は、その業務の遂行に当たり必要があると認めるときは、多文化共生に関し専門的知識を有する者に対して、会議への出席を求め、又は関係者及び関係機関に対して、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(報告)

第8条 委員長は、推進計画の策定に係る調査審議が終了した時、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部自治振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

上尾市多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱

平成 23 年 5 月 11 日

市長決裁

(設置)

第 1 条 上尾市多文化共生推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、広く市民及び事業者から意見を募り、それらを推進計画に反映させるため、上尾市多文化共生推進計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム設置規程(平成 23 年上尾市訓令第 5 号)第 1 条の規定により設置された上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チームが推進計画の案を作成するに当たり、市民又は事業者の視点から意見を述べるとともに、必要に応じ多文化共生の社会の実現を図る観点から提言を行う。

(構成)

第 3 条 市民会議は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で、市内に住所を有するもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 上尾市国際交流協会の個人会員又は家族会員 3 人
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 2 人
- (3) 上尾市在住外国籍市民のための相談員 1 人
- (4) 公募に応じた者 4 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 市民会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議への出席等)

第7条 市民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、多文化共生に関し専門的知識を有する者に対して、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者及び関係機関に対して、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画財政部自治振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成 23 年 4 月 12 日

訓令第 5 号

本庁

上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム

(設置)

第 1 条 上尾市多文化共生推進計画(以下「推進計画」という。)の策定にあたり、その案を作成するため、上尾市組織規則(昭和 59 年上尾市規則第 11 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 チームは、推進計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第 3 条 チームは、リーダー 1 人、サブ・リーダー 1 人及びメンバー 8 人をもって組織する。

(職務従事の形態)

第 4 条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(報告)

第 5 条 チームは、推進計画の案を作成したときは、その内容を速やかに市長に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第 6 条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第 7 条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第 8 条 チームの庶務は、企画財政部自治振興課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

上尾市多文化共生推進計画 策定の経過

日程	会議名	主な内容
平成 23 年 4 月 20 日	任命式 第 1 回プロジェクト・チーム(P T) 会議	①上尾市国際交流推進計画(平成 14~23 年) ②上尾市多文化共生推進計画策定作業について ③アンケート調査の実施について ④今後の予定について
5 月 25 日	第 2 回 P T 会議	①各課回答を踏まえた計画の項目の検討 ②アンケート項目について ③各分科会から市民会議に提案すべき項目の検討
5 月 31 日	任命式 第 1 回市民会議	①上尾市国際交流推進計画(平成 14~23 年) ②上尾市多文化共生推進計画策定作業について ③アンケート調査の実施について ④P T から提案されたテーマについての意見交換 「外国人にやさしい刊行物・案内板の表示方法について」 ⑤今後の予定について
6 ~ 7 月	外国人市民向けアンケート、職員向けアンケートの実施	
6 月 22 日	第 3 回 P T 会議	①第 1 回市民会議報告 ②市民会議に提案する項目の検討 ③計画項目の再検討(小項目の見直しと現計画の評価) ④職員向けアンケートについて
7 月 8 日	第 2 回市民会議	①計画策定の進捗状況について ②外国人向けアンケート結果について ③P T から提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「外国人にやさしい刊行物・案内板の表示方法について」 【意見交換】 ・「環境・清掃(リサイクル・ごみの分別推進)への取り組みについて」 ・「日本人や外国人への効果的な情報発信や周知の仕方について」
7 月 13 日	第 4 回 P T 会議	①第 2 回市民会議報告 ②市民会議に提案する項目の検討 ③アンケート集計結果について ④多文化共生推進計画の体系について
7 月 26 日	委嘱式 第 1 回策定委員会	①会議の公開について ②上尾市国際交流推進計画(平成 14~23 年)について ③上尾市多文化共生推進計画策定作業について ④計画策定の進捗状況について ⑤今後の予定について

日程	会議名	主な内容
8月9日	第5回PT会議	①第1回策定委員会報告 ②多文化共生推進計画の基本理念について ③市民会議への提案項目について
8月26日	第3回市民会議	①計画策定の進捗状況について ②PTから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「環境・清掃への取り組みについて」 ・「日本人や外国人への効果的な情報発信や周知の仕方について」 【意見交換】 ・「日本語を習得するための具体的な方策について」 ・「外国人市民・生徒、帰国児童・生徒への支援について」 ・「外国人の地域活動への参加促進について」 ・「多文化共生の新たな拠点について」
9月15日	第6回PT会議	①第3回市民会議報告 ②市民会議への提案項目の検討 ③計画体系の確定 ④計画素案の検討 ⑤目標指標について
9月30日	第4回市民会議	①計画策定進捗状況について ・現行計画の評価について ・計画体系図について ②PTから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「日本語を習得するための具体的な方策について」 ・「外国人市民・生徒、帰国児童・生徒への支援について」 ・「外国人の地域活動への参加促進について」 ・「多文化共生の新たな拠点について」 【意見交換】 ・「窓口でのコミュニケーション支援について」 ・「医療保険の加入と健康促進について」
10月14日	第7回PT会議	①第四回市民会議報告 ②市民会議への提案項目の検討 ③計画素案の検討 ④担当課ヒアリングについて
10月25日	第2回策定委員会	①多文化共生推進計画策定進捗状況について ②計画素案の検討について ③今後の予定について
11月	「具体的な取り組み」担当課ヒアリングの実施	
11月22日	第8回PT会議	①ヒアリング結果報告 ②ヒアリング結果のまとめ ③市民会議への提案項目の検討

日程	会議名	主な内容
12月2日	第5回市民会議	P Tから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「窓口でのコミュニケーション支援について」 ・「医療保険の加入と健康促進について」 【意見交換】 ・「防災や防犯に関するメールを全ての人にもっと分かりやすく」 ・「外国人市民の就労支援」 ・「多文化共生推進ボランティアの活用方法」
12月14日	第9回P T会議	①第5回市民会議報告 ②計画素案の最終修正 ③全体調整
平成24年 1月17日	第3回策定委員会	①多文化共生推進計画策定進捗状況について ②計画案の検討について ③今後の予定について
1月25日 ～2月24日	市民コメント（意見募集）の実施	
1月27日	第6回市民会議	①P Tから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「防災や防犯に関するメールを全ての人にもっと分かりやすく」 ・「外国人市民の就労支援」 ・「多文化共生推進ボランティアの活用方法」 ②市民会議から出た意見のまとめ ③市民会議委員からの感想 ④今後のスケジュール
1月31日	第10回P T会議	①計画策定の進捗状況について ②第3回策定委員会報告 ③第6回市民会議報告 ④庁内説明会準備 ⑤スケジュールについて
2月15日	第11回P T会議	庁内説明会準備作業
3月9日	第12回P T会議	庁内説明会リハーサル
3月21日	第4回策定委員会	①市民コメント結果報告 ②最終計画案の確認 ③調査審議結果の報告

上尾市多文化共生推進計画策定委員会委員名簿(策定委員会)

(◎：委員長、○：副委員長)

氏 名	区 分	団体・職名
◎ 富沢 賢治	学識経験者	聖学院大学大学院 政治政策学研究科教授
○ 清水 義憲	上尾市国際交流協会	会長
中村 章男	上尾市区長会連合会	副会長
廣田 眞理子	上尾市民生・児童委員協議会	会長
坂戸 公修	上尾市社会福祉協議会	事務局長
金子 禎伴	上尾市PTA連合会	会長
強瀬 誠	上尾市小学校長会	富士見小学校長
難波 良充	警察関係者	刑事課課長代理
三枝 春野	市民会議代表	—
高瀬 陽子	市民会議代表	—

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

上尾市多文化共生推進計画策定市民会議委員名簿(市民会議)

(◎：委員長、○：副委員長)

氏 名	区 分	備 考
安田 朋子	上尾市国際交流協会	副会長
大野 純子	上尾市国際交流協会	理事
松井 ゆみ	上尾市国際交流協会	理事
星野 恵	市内事業所	日本ミクロ工業株式会社
岡元 優衣	市内事業所	株式会社 ビックサドー
○ 高瀬 陽子	上尾市在住外国籍市民のための 相談員	—
◎ 三枝 春野	公 募	—
田中 新一	公 募	—
小田 セン	公 募	—
新保 グレース	公 募	—

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

上尾市多文化共生推進計画策定 庁内プロジェクトチームメンバー名簿（PT会議）

（◎：リーダー、○：サブリーダー）

氏 名	所 属	職 名
○ 藤波 由浩	企画財政部総合政策課	主任
周 暁蘭	総務部職員課	主査
◎ 長島 徹	健康福祉部こども支援課	副主幹
西山 景子	健康福祉部障害福祉課	主事
○ 榎本 美代子	健康福祉部健康推進課	主任保健師
小島 一樹	市民部市民課	主事
萩原 淳史	市民部納税課	主事
河原塚 智美	建設部下水道課	主任
吉田 慎	消防本部予防課	主任
田中 栄次郎	学校教育部指導課	副主幹

（平成 23 年 4 月 1 日現在）

【事務局】

氏 名	所 属	職 名
山本 敏雄	企画財政部自治振興課	主席副参事兼課長
鈴木 弘典	〃	主幹
岡野 衣里	〃	主事

（平成 23 年 4 月 1 日現在）

上尾市多文化共生推進計画

2012（平成 24）年 3 月

発 行 上尾市企画財政部自治振興課
〒362-8501 上尾市本町三丁目 1 番 1 号
電 話 048-775-4597（直通）
ファクス 048-775-9819
メー ル s53000@city.ageo.lg.jp
ホ-ムペ-ジ <http://www.city.ageo.lg.jp/>

